

えん罪「富山氷見事件」を 振り返る

弁護人の取調べ立会拒否問題・取調べ可視化問題・人質司法の問題点を考える

実施報告集

2019年8月10日(土)13時〜 コルソホール

えん罪 富山氷見事件を 振り返る

弁護人の取調べ立会拒否問題・取調べ可視化問題・人質司法の問題点を考える

開催日時 2019年

8 | 10

土 午後1時 開場
午後1時30分開演
午後4時30分終演(予定)

開催場所

コルソホール

(浦和駅西口徒歩1分コルソ7階)

入場無料 (予約不要)

内容

- ① 人質司法の問題点
〜埼玉の勾留状況報告
- ② パネルディスカッション
「富山氷見事件」えん罪被害者

柳原 浩氏

「富山氷見事件」えん罪被害者

国賠訴訟弁護団長

奥村 回
弁護士
(金沢弁護士会)

元検察官

徳永眞澄
弁護士
(埼玉弁護士会)

主催:埼玉弁護士会 共催:日本弁護士連合会/関東弁護士会連合会

お問合せ先 埼玉弁護士会 048・863・5255

えん罪「富山氷見事件」とは

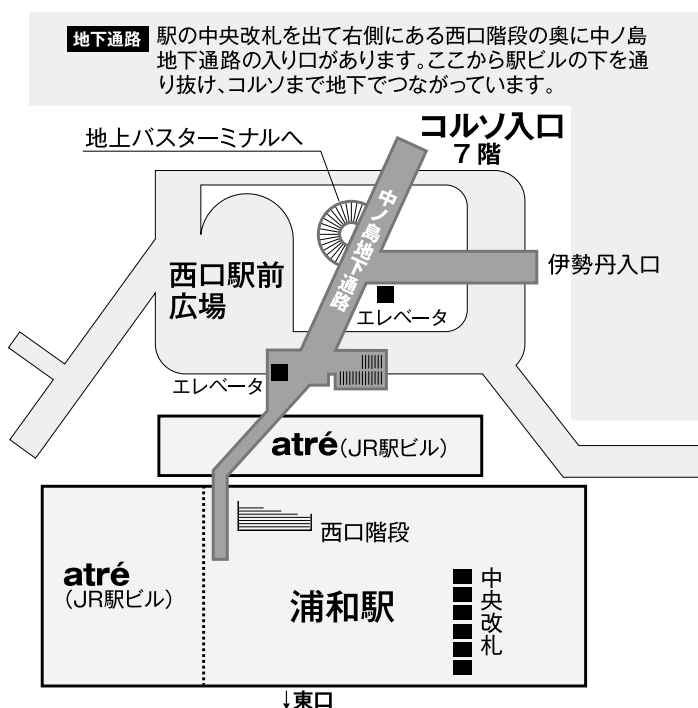
富山県氷見市で起きた婦女暴行事件についてのえん罪事件。

2002年、氷見市内で婦女暴行・婦女暴行未遂事件が発生。犯人の人相と似ているという理由からタクシー運転手の柳原浩さんが捜査線上に浮上。柳原さんは厳しい取調べの末に事件を自白、そのまま懲役3年の刑に。しかし、事件はそれで終わらなかった。4年後、鳥取で全く別の真犯人が…。

なぜありもしない自白をしてしまったのか？なぜ裁判所はえん罪を見抜けなかったのか？えん罪被害者がここに語る。

年表

2002年 1月14日	氷見1月事件(強姦既遂)発生
3月13日	氷見3月事件(強姦未遂)発生
4月 8日	柳原浩さんが、職場から任意同行され、夜遅くまで取調べられた。
4月15日	3回目の「任意」取調べで「自白」氷見3月事件で逮捕。
4月16日	地元の北日本新聞、富山新聞、北日本放送が、実名犯人報道。
同 日	検察官と裁判官の前で否認、警察に戻って再「自白」。
4月17日	当番弁護士接見(一回のみ。柳原さんは事件を否認)。その後の取調べでは自白を維持。
5月 5日	氷見3月事件は証拠不十分とされ一旦釈放。
同 日	警察の敷地内で再逮捕(氷見1月事件)。
5月24日	氷見1月事件起訴。
6月13日	氷見3月事件でも起訴。
7月10日	富山地裁高岡支部で第1回公判。
11月27日	裁判でも自白を維持、懲役3年実刑判決控訴せず服役、福井刑務所へ。
2005年 1月13日	柳原浩さん仮出所。
2006年 8月 1日	鳥取県警察が別の容疑で真犯人O氏を逮捕。



もくじ

パネルディスカッション

1、はじめに 6
2、チャプター1 7
3、チャプター214
4、チャプター315
5、チャプター420

当日資料：パネルディスカッション パワーポイント

チャプター126
チャプター246
チャプター349
チャプター458

1、はじめに

司会 定刻となりましたので、これより埼玉弁護士会主催の「えん罪富山水見事件を振り返る」を始めさせていただきます。なお、おそれいりますが、当シンポジウムにおいては動画や写真の撮影録音等は禁止とさせていただきます。記者の方で取材を希望される方がいらっしゃいましたら、別途お申し出いただけますようお願い申し上げます。日本弁護士連合会では今年10月3日及び4日の二日間にわたって徳島県において人権擁護大会を開催いたします。本シンポジウムはこの人権擁護大会のプレシンポジウムという位置づけであり、人権擁護大会をより充実したものにするという目的もございます。人権擁護という観点からえん罪被害を生む人質司法の問題を考えることは重要なテーマの一つです。そこで本シンポジウムでは、富山水見事件を題材に市民の皆様と人質司法の問題点などについて考えて行きたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

それではまず、当会会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。吉澤俊一会長、宜しくお願いいたします。

吉澤会長 皆さん、こんにちは。埼玉弁護士会会長の吉澤でございます。本日はお暑いです、多くのお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、罪なき人が無実の罪で、誤った裁判で獄に繋がれ、刑務所に入れられ、時に死刑に処される。こんな事があっていいのでしょうか。しかしながら、現実にはこのようなえん罪・誤判ということはしばしば発生しております。では、なぜこのえん罪誤判というのは生じるのでしょうか。現在も刑事手続きの中では被疑者取調べにつきまして、弁護人の立ち会いが無く、半ば強制的に密室で行われております。また人質司法と言われるように自白をしない限り被疑者・被告人はなかなか身体拘束を解放されません。そして、裁判に至っても証拠の全面開示というのが認められておらず、被告人に有利な証拠が出てこないために、今言ったような誤判・えん罪そういうものが不可避的に発生するのであります。そして、この誤判・えん罪というものを、最終的に救済する再審制度はあるのですが、これまた問題があるのです。現在の刑訴法は507条の条文があるのですが、再審制度に関する条文はわずか19条しかない。で、こうなると事実上ですね。裁判官の裁量に多くが委ねられてしまい、この再審に至っても証拠の全面開示が認められず、被告人に対する有利な証拠が出てこないです。これで救われるでしょうか。皆さんこのように色々問題があります。今日はえ



埼玉弁護士会会長 吉澤 俊一

ん罪富山水見事件を題材に、どうしてえん罪が発生するのか、このえん罪を防止するにはどうしたらいいのか、皆さんと一緒に勉強していきたいと思っております。それでは皆さん、宜しくお願いいたします。ありがとうございました。

司会 続きましてパネルディスカッションに移らせていただきます。本日は富山水見事件のえん罪被害者である、柳原浩さん。国家賠償訴訟の弁護団長を務められた金沢弁護士会の奥村回弁護士。元検察官であり、現在は当会会員の徳永眞澄弁護士にパネリストを務めていただきます。またコーディネーターは、当会会員の長沼正敏弁護士です。それでは長沼弁護士、進行の方、宜しくお願いします。

長沼 埼玉弁護士会の長沼です。これからパネルディスカッションを行ってまいります。

大体3時位を目安に休憩をいれさせていただき、前半後半という風にパネルディスカッションを予定しております。休憩時間のときにはですね、アンケート、質問用紙を回収させていただきますので、ご協力お願いいたします。

正面のスクリーンに映し出されたパネルディスカッションのパワーポイントを参考にお手元の配布資料に目を通していただけたらと思います。パネルディスカッションの概要ですが、まずチャプター1：えん罪事件発生、服役、出所、まず水見事件の概要につき報告させていただきます。次にチャプター2：真犯人が発見され、柳原さんの再審無罪判決になるまで。チャプター3：国家賠償訴訟の状況。チャプター4：水見事件の意義・教訓をディスカッションさせていただきます。

2、チャプター 1

では、チャプター 1 から始めます。

こちらは、2007 年 1 月 20 日の新聞記事です。顔はマスクングさせていただきました、「心からお詫びしたい刑事部長 終始固い表情」。前日、記者会見が行われ、その模様が報道された新聞記事です。会場にいらっしゃる皆様、富山水見事件をご存じの方もいらっしゃる方いると思いますが、今日は学生の方ですか、若い方にえん罪事件を知っていただきたいので、出来るだけかみ砕いて富山水見事件を紹介させていただきます。

氷見という場所ではありますが、富山県です。埼玉はこちら、このような距離があります。もうちょっと拡大してみましょう。氷見は上側にあります。富山はこちら、下ですね。そしてもう一個押さえていただきたいところが、津幡がこちらになります。また後で津幡についてはお話しさせていただきます。富山水見事件の年表を紹介させていただきます。奥村弁護士に富山水見事件の概略をお話しいただきたいと思います。

奥村 奥村です。今パワーポイントで出ています通り、いわゆるえん罪事件の富山水見事件というのは 2002 年の 1 月に起こった事件と、3 月に起こった事件、これが柳原さんが犯人とされてしまった 2 つの事件です。真犯人が後から出てくるのですが、真犯人は氷見で起訴されたものだけで 9 件、隣の石川県の津幡で 2 件、それから米子で 3 件という連続婦女暴行事件を犯しています。手口は、基本的には同じ手口でなされています。特徴は今ここにでておりますが、白昼、日中に女性の家へ正面から、玄関から侵入して、それで婦女暴行事件を起こした上で、逃げるときに 100 数えろ、その間に出て行くから、こういう形の事を言って逃げると、そういう事件が共通してる、そういう事件でした。以上です。

長沼 ありがとうございます。ここで、1 月事件、3 月事件の犯人の似顔絵ですね、捜査側が作っています。左側が 1 月事件の犯人の似顔絵、そして右側が 3 月事件の犯人の似顔絵になります。犯人の靴跡も捜査の過程で出てきました。靴がコンバースという靴です。サイズも分かりました。28cm から 28.5cm というものです。ちなみにですね、柳原さんの靴のサイズは 24cm から 24.5cm なんですよ。この点、元検察官の立場で徳永弁護士からコメントいただけますでしょうか。

徳永 弁護士の徳永です。この靴の足跡というのは犯人の捜査の時に最も基本的な捜査です。ですので、この靴跡からまず犯人を特定していきますので、この靴のサイズが違うのは、決定的な問題があるという気が



「富山水見事件」えん罪被害者 柳原 浩氏

いたします。

長沼 ありがとうございます。さらにですね、1 月事件 3 月事件と先ほど紹介させていただきましたが、3 月事件ではアリバイの通話履歴がありました。柳原さんは 3 月 13 日午後 2 時半から午後 2 時 53 分まで自宅から金沢に住んでいるお兄さんに電話をしていました。ちなみに、3 月事件は 3 月 13 日の午後 2 時 40 分頃発生という事件です。

そのような柳原さんがなぜ捜査対象になったのか、今日はえん罪被害を受けられた柳原さんが登壇されています。当時の生活状況について柳原さん簡単に会場の皆様にお話いただけたらと思います。

柳原 当時私はタクシーの運転手やっております、そこでいきなり警察官から何にも言わずに、というか、警察手帳を見せずに警察署に引っ張られていったという状況です。

長沼 ありがとうございます。当時柳原さんは 34 歳一人暮らしという状況で、いきなり警察官が職場に来た、このような捜査が行われています。

まずその前の状況ですけれども、4 月 1 日に、写真面割りという手続きがされています。1 月事件・3 月事件の被害者が、15 枚の写真の台帳、写真が並んでいるその写真の中から「この 15 枚の写真の中に犯人はいますか」というような質問を受け、柳原さんの顔写真を選んだという報告書が作成されています。3 月事件の被害者の方は、実は記憶不鮮明だったのに、なぜか柳原さんの顔写真を選んでいきます。さらに、4 月 1 日に報告書が作成されています。柳原さんの車の中にコンバースの靴が置いてあったという警察官の報告です。しかし、この報告書には写真は付いていません。



コーディネーター 長沼 正敏

後ほど裁判にもなり、虚偽の報告書であることも明らかになっています。この点につき、奥村弁護士コメントいただけますでしょうか。

奥村 これはですね、画面の下の方にちょっと印刷文字が出ていますが、いわゆる警察の犯罪捜査記録ですね。事件指揮簿という、捜査本部の日記帳、メモみたいなものです。それに当時柳原さんの乗っていた車の中にコンバースの靴があったという報告です。だけど本人は持ってませんし車の中に入ってない。全くの嘘。逮捕状請求するために、柳原さんと犯人を結びつけるコンバースの靴があったってという報告書を作って逮捕状を請求したと、それが実体だと思われま

長沼 ありがとうございます。徳永弁護士に伺いたいと思います。徳永弁護士が氷見事件の担当検察官というわけではないのですが、元検察官という立場から、このような警察官の報告書が、上司である検察官に報告が上がるかという点について、いかがでしょうか。

徳永 このような警察内部の指示書までは送致事件の記録には入ってません。このようなことは令状を取るために作成する報告書ですので、当然には検察には来ません。

長沼 ありがとうございます。その後、捜査は4月6日、3月事件の被害者が、警察車両の中から氷見駅の前でタクシーの客待ちをしている柳原さんの顔を確認した捜査が行われています。そして、4月8日の朝、柳原さんが先ほどおっしゃっていただいたように、いきなり警察官がタクシーの車庫で出発準備をしている柳原さんの所に来て、5,6人に取り囲まれ、連行されました。柳原さんに伺いたいと思います。警察はどのような言葉をかけて氷見警察署に来るように言われたのでしょうか。

柳原 事件の内容は聞いてません。ちょっと聞きたいことがあるから来いと、5,6人に囲まれて両脇を掴ま

れ警察署に連れて行かれたという状況です。

長沼 職場に事情を説明したりして警察に向かうとか、そのようなゆとりはあったのでしょうか。

柳原 職場には顔は出せません。職場に顔を出さずに車庫でタクシーの準備、車の準備、オイル点検とか全部やって、氷見駅待機所まで行くんですけども、その向こうで警察官がいきなり6人、最初警察官だと思わなかったんですね。何か変な人が来たなって思ったんですけど、警察手帳を見せられた瞬間に警察だということが分かって、ちょっと聞きたいから来いということでした。

長沼 その後、取調べが始まります。取調べの時間というのは柳原さんどの位行われたのでしょうか。

柳原 午前8時半、もしくは9時から夜、夜中11時程度まで、ぶっ続けて取調べをしました。

長沼 取調べはどのような部屋で行われるのでしょうか。

柳原 畳2畳半程の小さな取調室、周りが真っ白なので、取調べを受けているあいだに、取調べの壁が迫ってくる気がします。

長沼 徳永弁護士に伺いたいと思います。連続してこのような取調べというのは適正なんでしょうか。

徳永 逮捕の取調でも、夜11時まではしません。通常夜10時位までしかしません。今回は任意捜査ですので、夜11時まで続けてやるっていうのは適正な捜査の範囲は超えてる気がします。

長沼 任意捜査というのは、逮捕状がまだ出ていない、疑いをかけられた取調べです。一日目の取調はどのようなものだったのか柳原さんに伺いたいと思います。

柳原 まず取調室に入って最初に警察官に聞かれた言葉は、「お前はなぜここに来たか分かるか」から始まりました。そこで私は「なぜ来たのか分かりません」と答えましたが、警察官の方、取調官が、「お前は自分がやったことに対して、ここに連れてこられたことが分からないのか」と言ってきました。

長沼 ここで徳永弁護士に伺いたいと思います。事件の日時を伝えない取調べというのは適正なんでしょうか。

徳永 取調べにつきましては、いつ、何時、どこでやったということだと、その事件の被疑事実を告げて取調べをする必要があります。なぜかと言いますと、被疑者本人にアリバイの主張を出来るようにするからです。日にちを特定しないっていうことは、被疑者の防御権を侵害している取調べだと思います。

長沼 柳原さんは誰かに助けを求めるということは、一日目、出来なかったのでしょうか。

柳原 助けを求めるといふよりか、私のいところが警察官だったので、いとこの名前を言いました。いとこ

だったら自分が何もやってないってことを分かってくれるだろうと思ひまして、いところを呼んでくれと言っています。

長沼 弁護士はどうでしょう。弁護士は呼べたのでしょうか。

柳原 ドラマの中で、取調べとかやってる時に弁護士呼んでくれとかそういう場面を思い出しまして、「弁護士を呼んでください」と言ったんですけども、警察官から言われた言葉は、「知っている弁護士がいるかと、いないだったら呼ぶ必要は無い」と言われました。

長沼 このように弁護士の助言、弁護士による立ち会いが無いまま行われた状況、徳永弁護士に続けて聞いてしまいますけども、果たしてこのような捜査は適正なんでしょうか。

徳永 当時、当番弁護士制度が既に存在していました。これは弁護士に知り合いが居ない場合には弁護士会に連絡すれば、当番の弁護士が面会に行く制度です。そういう制度があると告げる必要があったと思います。そういうこと何もしないで、捜査を続けるのは問題があります。

長沼 さらに4月8日には、取調室のマジックミラー越しに、3月事件の被害者が、柳原さんの顔を確認しています。3月事件の被害者は、4月1日、4月6日、4月8日、3回柳原さんの顔を確認しています。この点、奥村弁護士コメントいただけますでしょうか。

奥村 そもそもですね、被害に遭った方を連れてきて、取調べを受けている人を、「あの人はどうだ」と言われれば、警察が犯人を連れてきたと思っちゃいますよね。こういう手法そのものが本当はどうしようもない話なのです。3月事件の被害者の方は、犯人の顔を比較的長く見ていたという経過があるんですが、当時の調書なんかを見ると極めて曖昧な、そうかもしれないという程度のことしか、特に初期の段階では言っていない。極端に言うと、このやり方は被害者の方に「こいつが犯人だ」ということを、印象づける手法でしかないという風に考えています。しかも、当時すでに、同じような年齢で、背格好の人を何人も並べてそこから選ぶ、そういう手法で面割りをしなければならぬということ、捜査のレベルとしてはあった状況だと思ひます。

長沼 ここでもう一度犯人の似顔絵の比較をしてみたいと思ひます。1月事件が左側の写真、左側の似顔絵、3月事件が右側の似顔絵です。果たして犯人の似顔絵、証拠価値あるのでしょうか、奥村弁護士。

奥村 似顔絵というのは、被害に遭った方の記憶している犯人の顔を、似顔絵捜査官が書くのですが、やはり限界がある。この二つの顔、同じ人物のはずなのに、

かなり違う。これ実は後でもう一つ別の事件の似顔絵があるんですが、そちらにある程度似通ってる、細長い顔とか。この似顔絵が捜査そのものが極めて基本の捜査から行くと、おかしいのと、極めて大きな疑問があるなという風に考えています。

長沼 では、同じ質問を徳永弁護士にも伺いたいと思ひます。氷見事件は、後ほど検察庁でも、最高検察庁でも検証がされました。柳原さんが犯人であるという風に捜査をスタートしたきっかけが似顔絵であるという報告書が作成されています。果たして似顔絵の証拠価値というものを検察官の立場としていかがでしょうか。

徳永 似顔絵はそれほど重要ではありません。なぜかと言ひますと、被害者の人は全く面識が無い人を見たわけです。一瞬の瞬間しか見てない人も多いですし、自分の遭った被害の方に意識が集中しています。したがって記憶が非常に曖昧です。その曖昧な記憶をさらに言葉で表現すると、さらに曖昧になります。その上それもまた似顔絵捜査官が聞いて書くのですが、さらに曖昧になっていきます。ですので、似顔絵の証拠価値はあまりないという風に判断しております。

長沼 さらに4月8日、コンバースの靴の捜査も行われています。自宅から発見されませんでした。凶器も捜査されています。柳原さんの自宅からサバイバルナイフ、チェーン。これも当然発見されませんでした。

4月8日の取調べが終わります。柳原さん夜11時近くまで取調べが行われて、とっても大変だったと思ひます。その後のお話を伺いたいと思ひます。

柳原 夜11時まで取調べを受けて、自宅に帰されてその後、お嫁に行った姉が自宅の方に来まして、自分の名前を呼びながら、「本当にやったの」と聞かれたので、「やっていない」と答えています。

長沼 その後、2回目の取調べが、4月14日です。4月8日の第一回の取調べからちょっと時間が空きます、2回目の取調べではどんな取調べが行われたんでしょうか。

柳原 2回目の取調べは、ちょっと日にち混ざってて記憶が薄れているんですけども、大体同じ9時ぐらいから夜11時ぐらいまでは取調べを受けたんですけども、取調べの内容が厳しくなってきました、暴力的行為のような感じのようなものも受けた取調べになっていました。

長沼 実は、被害者のスケジュールにあわせて、4月14日に日程が設定されたことが後から分かります。1月事件の被害者がマジックミラー越しで、柳原さんの顔を確認しています。先ほど奥村弁護士から単独面通しの捜査手法についてコメントいただきましたが、ここで徳永弁護士からも捜査、検察官という立場から、

単独面通しの捜査手法についてコメントいただけたらと思います。

徳永 先ほど、奥村弁護士からありましたように、単独面通しの問題点としましては、被害者は本当に犯人の記憶があるかどうかという問題があります。ですので、断片的な記憶の場合も多いですので、これだけでなく、裏付ける証拠の収集を求めているようにしていません。

長沼 4月14日、2回目の取調べが終わられたあと、大変な事が起きました。柳原さん、絶望され帰宅後、除草剤を飲むという自殺未遂を敢行されています。3日目の取調べが4月15日に行われました。柳原さんは自分が強姦事件をしましたと自白に至っています。柳原さん、自白をしたときの心境を述べていただけますでしょうか。

柳原 亡くなった母親の写真をこういう風に渡されて、その写真を見ながらお前はやっていないということと言えるのかと言われてたり、お前の姉さんが間違いないと言っているからどうにでもしてくれと言ってるぞ、言われたときその瞬間もう誰も信じてくれないなと、いう思いから、自分がやりましたと言ってしまったという状況です。

奥村 ちょっと補充ですが、今の写真は、柳原さんの財布の中に入っていた。多分倒れたときに財布の中を見て警察は発見した。お姉さんを持ち出したのは、先ほど柳原さんが言ったように、4月8日の晩にやってないっていうことを、信じてくれたお姉さん。その人の事を、もう見放してらるっていう風に突きつけたと、そういう形ですね。

長沼 ここで、徳永弁護士に、検察官の視点から、捜査において写真を突きつけて、自白を迫るって適正なのか伺いたいと思います。

徳永 自分はこういうことしたことないです。まず、これ意味がよく分からないですね。どういう意味で要するに、やってないとは言わせないということを行うためにやった手法であって、こういうのは適正とは言えないと思います。

長沼 その後、自白をした柳原さんは、現場を案内させられます。柳原さんどういう現場を案内させられたのでしょうか。

柳原 前に来たという位置を案内しろということだったんで、警察車両、ワンボックスカーだったんですけども、どこを案内すればいいか分かんなかったんで、適当な案内をしてたら、一軒うちが出てきたんで、ここですと言ったんですけども、そのうちは警察官が調べたら、空き家だということだったんで、分かりませんでした。

長沼 被害者宅を指さしている捜査報告書がありま

すが、それはどのように指を指したのでしょうか。

柳原 私は、被害者だと言ってる女性、女の子のうちは知らなかったものですから、警察官がしびれを切らしたかどうか知りませんが、そのお宅の前まで連れて行って、どのうちか指を指せて言われましても、指すところが一軒のうちしかないんです。

長沼 奥村弁護士に伺いたいと思います。地理的な状況とかですね、検察官は国家賠償請求訴訟になるまで、弁護士に開示しなかったのでしょうか。

奥村 富山県は持ち家率1番の県ですよ。氷見も田舎ですので、一軒家がぼつん、ぼつん、ぼつんとかあるので、だから私どもも現場行きましたけれども、その近くまで行けばその家しかないんですよ。指さすとその家を指さすことになる。柳原さんが指さしてる写真を撮って犯人が被害者宅を案内したという捜査報告書が作られた。ところが裁判になって明らかになったのですが、お宅にたどり着く前に、何軒も間違ったところを指示している。それを記録した捜査報告書があったんです。その事実通りの捜査報告書を出さずに、最後のことだけ捜査報告書にして、裁判証拠にしてあったというのが、後で分かったことですね。

長沼 同じ日、靴の捜索も行われました。柳原さんは靴について警察に聞かれて、どのようにお答えされたのでしょうか。

柳原 私はバスケットシューズとか、そういうのは持ってないので、車の中から発見されたら警察官から言われた記憶なんですけども、白の革靴を乗せてたので、コンバースとかそういう靴は乗せてなかったです。

長沼 その後、自宅近くの道路わきの崖に捨てたという供述調書が作成されていますが、そのような崖に捨てたって供述はどのような過程で作成されたのでしょうか。

柳原 「どこにやった、案内しろ」って言われても、どこを案内すればいいか分からなかったんで、適当に案内して、「ここに捨てました」と言ったのが調書になったと思います。

長沼 コンバースは、崖を捜索しても見つかりませんでした。

警察官は柳原さんを4月15日、逮捕しています。柳原さんの口の中の細胞を採取し、毛髪も採取されました。

逮捕翌日の新聞にも実名報道という形で報道がされています。少女狙いの暴行未遂、氷見の運転手逮捕。日本では、逮捕されると実名報道されてしまいます。

柳原さんは逮捕翌日4月16日検察官裁判官の前に行き、勾留判断を受けました。その際、やってませんと否認をしています。裁判官からも本当にやっていないなら認めないようにしなさいと言われていました。と

ころが4月16日警察署に戻ってきて、柳原さんは再び自白に転じてしまいます。柳原さんどのような取調べが警察署に戻って行われたのでしょうか。

柳原 警察署に戻ったんですけど、そしたら「何を言ってんだ、ばかやろう」という言葉が返ってきました。その後、これから言う事に対しては「はい」か「うん」しか答えるなど言われました。

長沼 最終的に「今後ひっくり返すことはしません」という上申書まで作成されています。ここで、元検察官の徳永弁護士にコメント伺いたいと思います。このような上申書は、捜査手法としていかがなですか。

徳永 これの意味が分からない。もし、どうしても書いてもらうなら、どうして検察官と裁判官の前でやってしまった理由を書いてもらうことはあると思うんですけど、こうして単に「ひっくり返しません」というような、いかにも書かされたような表現っていうのはちょっと信じられないです。

長沼 今から俺の言うことに「はい」か「うん」しか言うな、こんな取調べが平成に入ってから行われていました。その後の取調べでは、柳原さんは、事件内容を認める調書を作られました。どのような捜査のもとで行われたのでしょうか。

柳原 調書を取られるっていうか、言われたことに対して「はい」か「うん」しか言えないので、言われたことに対して「はい」、「うん」、だけを言っていたら、そのように出来ました。

長沼 警察官が柳原さんに突きつけた事実ごとに供述調書を作成して、この紙を柳原さんに示したということでしょうか。

柳原 はい。示したっていうか、書かれた内容を確認しても、「はい」か「うん」しか言ってないものですから、その認めるしかないという状況です。

長沼 4月23日には靴の所在について柳原さんの供述が変わります。前は崖に捨てたって供述していましたが、4月23日には、蔵のタンスの引出か下駄箱の中か机の引出の中、またはビニール製の衣装ケースの中。このように供述が変わっています。

5月5日まで柳原さんは3月事件の捜査を受けました。一旦柳原さん5月5日釈放となります。釈放されて柳原さんどういうお気持ちになったか、その後の状況伺ってよろしいでしょうか。

柳原 釈放されてしばらく警察官が来なかったものから、犯人でないことが分かって来ないんだなと思っていましたけれども、突然また来たんで、愕然としたっていうのが当然です。

長沼 ちょっと記憶が混同されてるようなので、柳原さん5月の5日釈放されて警察の敷地を出ようとされてますよね。

奥村 ちょっと補充しますが、5月5日に最初の逮捕勾留が一杯になって、警察官から釈放すると言われた。そして荷物を持たされて、警察署から出たんです。氷見警察署っていうのは、建物から道まで駐車場があって、少し歩いていくことができます。それで柳原さんは荷物を持ってこれで家へ帰れると思って、駐車場横切って道路出口まで行った。そしたら敷地の境のところに、警察官が何名かいて、「戻れ、別の事件で逮捕するぞ」と言われた。

この逮捕状は実は5月2日に出ています。5日はすでに持っていた訳なんです。いつでも取調べの間に新しく逮捕しますよって言えばそれで終わりなのに、わざわざ一旦事実上釈放して、それで敷地の外まで歩かせておいて、もう一回逮捕するという、極めてあくどい逮捕劇と言えます。それをやってる。柳原さんは、検察官の最初の弁解録取、勾留質問、そして当番弁護士には、「やっていない」と少し抵抗はしているのですが、も、この警察の逮捕劇によって完全に腰が折れた、精神的にぐくっときてしまっ、その後もずっと裁判でも自白を続ける一つのショックになったのは間違いないという風に思っています。

長沼 ありがとうございます。富山氷見事件というのはえん罪事件です。真犯人が別にいます。5月5日もですね、津幡という、氷見市から山を越えてすぐの場所で婦女暴行事件が発生しています。コンバースの靴痕という特徴と共に、「100数えろその間に出て行く」という言葉を犯人が言い残しています。

津幡の場所は、先ほどご説明させていただきましたが、氷見がこちらです。津幡がこちらになります。山を越えて、非常に地理としては、近いところになります。

また血液型鑑定も闇に葬られていることが分かりました。1月事件の被害者の方はA型でした。被害者プラス犯人の血液型もA型ということがわかりました。要はですね、B型の人とかAB型の人っていうのは犯人ではないといことが科学的に分かるわけですね。柳原さんAB型なんですよ。徳永弁護士に伺いたいと思います。これ検察官把握してるんですか、こんな重大なこと。

徳永 通常血液型の鑑定書までは送検の時に入ってないです。ですので、担当検事が問題意識を持って鑑定書を送るよってと言わない限り検察は把握出来ない可能性があります。そこは担当検察官の問題という気がします。そこはちゃんと送らせるべきだと考えます。

長沼 さらに凶器についても、5月21日に柳原さんの供述がされています。チェーンをこぶつきビニール紐と間違えたんじゃないか、被害者はチェーンでこう縛



元検察官 徳永 眞澄

られたと言っているのです、こぶつきのビニール紐というようにそういう調書を作られています。徳永弁護士に伺います。検察官としてこういう調書は信用できるんですか。

徳永 間違えちゃいけないですけども、こういう調書自体が問題、信用性が無い調書になりますので、凶器の現物と違いますので、これ自体信用性が無いっていうのははっきりしています。

長沼 チェーンで鉄で冷たいとかビニールと全然違いますよね。それをもう見落とすっていうのも氷見事件の一つの特徴かと思われま。

さらに靴の処分について、また供述が変わります。柳原さんは、庭で燃やしたと供述を変え、写真のように、燃やした場所を指示しています。供述は3回に渡って変わっています。徳永弁護士、検察官の立場として、三回も靴、犯行供用物件の処分の場所が変わってると調書は信用出来るのでしょうか。

徳永 三回も変わっていれば信用出来ないのです、こういう変遷があるということ自体、信用できないという発想をもっていないといけません。一番は客観的証拠が大事ですので、大事な問題だという気がいたします。

長沼 奥村弁護士、同じ質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

奥村 はい、その通りですけど、単に変わったから信用出来ないといことじゃなくて、調書の中にはコンバースというブランドのものなので、中古品を買ったと書いてあるのですが、じゃあ買った先の調査は全然されていません。それから庭ですね、地面の上で燃やしたって言うてるんですけど、その燃やした跡が残っていないかどうか、これ、先ほど徳永さんが仰ったように、この事件の犯人がコンバースの靴、1月事件でも3月事件でもそれを履いていた。その靴が発見され

ば、犯人だっということが極めて結びつくにもかかわらず、その燃やした跡を調べていない。例えば靴の裏なんかたき火ぐらいで燃やしても全部燃えるはずがない。それも調べてない。そういう実体もあっていかに杜撰な捜査だったかというところを、国賠の中でも指摘しました。

長沼 1月事件は富山地方裁判所高岡支部で5月24日起訴、裁判になるということが決まりました。徳永弁護士に伺いたいと思います。裁判に足る、起訴に足る証拠っていうのはどういう証拠なのでしょう。

徳永 今回の流れで言いますと、自白してるから安心して起訴したっていう感じがいたします。もし否認された場合にはどういう裏付け証拠があるかっていう観点からもう一度見直せば起訴しなかったっていう判断になりますので、自白を安易に信用してしまったという気がします。

長沼 この間真犯人が暗躍しております。6月1日、先ほど紹介した石川県の津幡で婦女暴行事件が再び発生しています。コンバースの靴痕という特徴もありました。

それにもかかわらず、6月13日、3月事件で柳原さんは追起訴されました。徳永弁護士、検察官の立場として伺いたいと思います。津幡で同種の事件が2件起きてることを受け、柳原さんと別の犯人の存在を検討するというのは、捜査機関はしないものなのでしょうか。

徳永 しなくちゃいけないと思うんですけど、この担当検察官がそこまで考えられなかったという感じがいたします。警察の方も検察にこのことはっきり書類として送ってないかもしれませんし、担当検察官の資質の問題だという感じがします。

長沼 今日は弁護士会主催のシンポジウムです。弁護士何やってたんだっていう、会場の皆さんお思いだと思いますので、弁護士がどのように接していたか紹介させていただきたいと思います。弁護士会には当番弁護士という初回接見無料で、どの被疑者の方も逮捕されたら要請することができます。柳原さんも当番弁護士を要請されました。4月12日の逮捕の後、4月17日一回面会に来ています。柳原さんは弁護士に「やっていません」ということを伝え、当番弁護士は「調べてみます」という風に答えました。ところが、起訴された後の7月2日まで当番弁護士は面会に来ることはありませんでした。奥村弁護士、コメントいただけますでしょうか。

奥村 日弁連で色々弁護活動についてちゃんとやれて言ってる立場なんですけど、実はこの方は当番弁護士ということで、4月17日に接見をしています。そ

の面会だけでその後の弁護活動はしてないという状況にありました。その後6月3日にですね、正式に弁護人になります。たまたま当番弁護士に行った人が国選弁護人になった。偶然なんですけど。6月3日に国選弁護人に選任されてますけど、7月2日まで接見に行っていない。こういう状況がありまして、この氷見事件のえん罪に関してはですね、弁護活動に極めて大きな問題があったと、これはもう認めざるを得ない。我々も日弁連で、この氷見事件を調査して報告書を出しました。この弁護活動についても、おかしいということ指摘した資料もありますので、興味のある方は私に言っていただければと思います。とりあえず今はそういうところで。

長沼 私からもコーディネーターとして補足させていただきますと、2002年当時の国選弁護人制度は、起訴された方しか対象ではありませんでした。お金が無い方は、捜査段階では国費で弁護士を付けることは出来なかった時代でした。国選弁護人に当番弁護士の方が選任され、起訴後の弁護活動となります。

実はこの弁護士は柳原さんのお兄さんとお姉さんに被害弁償金を要請しております。1月事件・3月事件の被害者の方へ合計250万円を支払うという提案をしております。支払えば執行猶予がつくからという提案をされています。そしてその提案というのは柳原さん7月2日の接見で初めて知ることになります。柳原さん、当時の心境を伺って宜しいでしょうか。

柳原 私が被害者の方に250万という賠償金が払われていたということはその弁護士から聞くまで知りませんでした。いわゆる弁護士からは払われた後に聞いた記憶があるんで、払われた後に被害者のところに賠償金を払えば執行猶予つきますよと言われたときには、ああそうなんですかという感じでしかありませんでした。

長沼 柳原さんは起訴された後も身体拘束を受けている状態でしたので、外の状況というのは充分には分からなかった状況です。裁判は7月10日行われました。柳原さんは起訴された事実を認めるという意見を述べます。柳原さん、法廷で無罪を主張しなかったということについてコメントいただけますでしょうか。

柳原 拘置所に入って裁判始まったんですけど、警察署から拘置所に移される前に、取調官の方からは、「裁判の間はお前を後ろから見ているぞ」と言われてたんで、怖いというのもありまして、裁判所では否認はしませんでした。

長沼 その結果、検察官の請求した証拠は全て取り調べられた。自白調書も全て裁判官が目を通すことになりました。

裁判の間も真犯人が暗躍しています。8月19日に

は氷見市内で婦女暴行事件が発生しました。「100、いや50秒数える間に出て行くから」、そのような特徴がありました。

こちらは、氷見8月事件の犯人の似顔絵を警察が作成したものです。1月事件と8月事件の似顔絵を比較していきたいと思います。左側が1月事件、右側が8月事件です。奥村弁護士、コメントいただけますでしょうか。

奥村 先ほどちょっと言いましたけれど、どちらかというところの方が似てる。現実の真犯人、私も会ってきましたけれども、ちょっと印象は似てるかなという感じですね。もちろん似顔絵ですので限界はありますけどね。この氷見事件、さっきから暗躍と言ってますけど、先ほど津幡で2件、先ほど再逮捕劇のあった5月5日当日、起訴された直後の6月1日、それから第一回の裁判があった後8月、続けて起きます。この8月は氷見で起こっている。その後、翌年からですね、さらに氷見でたくさんの事件が発生します。

長沼 9月6日裁判の前に弁護人が柳原さんに面会をしています。被害弁償金として、未遂事件の3月事件50万円、既遂事件の1月事件は70万、130万支払い予定であることを伝え、柳原さんは先ほど述べたように知ることになります。

第二回の裁判、その日の午後に行われています。柳原さんのお兄さんが情状証人として柳原さんの身元を引き受け今後監督していくという尋問が行われています。

10月9日には、第三回の裁判が行われていました。被告人質問、柳原さんが裁判官の前で供述をするという機会です。柳原さんは自白を、私が1月事件、3月事件をやりましたと言う主張を維持していました。もう一度伺いたいと思います。柳原さんなぜ裁判官の前でやってないと言えなかったのでしょうか。

柳原 すでに250万円という被害賠償金が支払われているということもありまして、ここでやっていないと否認をしても、誰も信じてくれないという思いはありましたので、否認はせず、やりましたと言いました。

長沼 12月27日判決が言い渡されます。懲役3年未決勾留日数130日参入。未決勾留日数というのは、裁判の審理期間中ですね、身体拘束を受けた方は、刑に服した扱いを受けるという日数です。3年間から130日を差し引いた期間、刑務所に行って下さいという判決を裁判所から言い渡されました。そして弁護人は控訴しても無駄だから刑務所に行った方がいいというアドバイスを柳原さんにしました。柳原さんは、福井刑務所に服役となりました。控訴せず不服申立をせず、判決が確定しています。柳原さん、控訴、不服申立を

しなかった理由につきましてコメントいただけますでしょうか。

柳原 判決を受けまして、裁判からは、この判決に不服があれば、何日以内だったかは記憶が無いんですけども控訴して下さいということと言われたんですけども、裁判が終わった後に、先ほども言われましたけれど、私の当時の国選弁護士からは、「控訴しても無駄だよ、まじめにやればすぐ出してもらえるから」と言われたこともあり、「控訴したってもう誰も信じてくれないし、おとなしく刑務所に行けばいいんだな、自分が犯人だったら刑務所に行ってまじめにやればすぐ出してもらえるのかな」という思いから何もせず刑務所に行きました。

長沼 真犯人が暗躍しています。2003年3月28日から、12月22日までの間、7件もの事件が氷見市内で起きています。奥村弁護士、コメントいただけますでしょうか。

奥村 えん罪事件というのは、えん罪事件で処罰された柳原さんにとって大変なことであると同時にですね、真犯人が野放しになっていて、さらに一般市民に被害が生じると、こういう極めて恐ろしいことがよく分かると思います。柳原さんを捕まえて起訴まで持って行った氷見警察署は、5月事件も6月事件も把握して、津幡まで石川県警に対しての捜査っていいですか、事情聴取に行っています。それから8月事件が起こったのはまだ裁判中ですが、当時の氷見警察署の署長がですね、こんなに似た事件があるものかって言い方をしてる。つまり1月事件と3月事件も8月事件も全く同じなので、こんな似た事件が起こるってことがあるのかというようなことを言った。これは後で捜査指揮簿の中で出てくるんですけど、そういうことまで言っている状況だったと。えん罪事件になったという恐ろしさいうことを我々はやっぱりこの事件から学ぶ必要があると思ってます。

3、チャプター2

長沼 チャプター2、真犯人が発見され、柳原さんの再審無罪判決になるまでを始めます。

スライドをご覧ください。こちらの新聞記事は、記者会見の様態です。真犯人はいつ逮捕されたのか。2006年8月1日、鳥取県警が強制わいせつ被疑事件で、真犯人Oさんを逮捕いたしました。取調べの結果、2003年氷見市で6件、その後米子市でも3件事件起こしていたことが分かりました。富山県警の謝罪報道は、先ほどお伝えいたしましたように、記者会見1月19日行われています。その直前1月17日には柳原さ

長沼 柳原さんは服役をされました。判決確定から2年1ヶ月、仮出所という手続きを行いまして2005年1月13日出所し、更生保護施設に入所され、保護観察所に通いながら刑期を全うしました。柳原さん更生保護施設に入居したときのお気持ちを伺ってよろしいでしょうか。

柳原 更生保護施設というところは、半分自由で、半分拘束という、まあ自由がきかないというところですよ。外出するにしてもそこにいる教育官っていうか係っているかそういう人には報告して言わないと外出できませんし、どこかに行くということに対しても全て報告、時間内に帰ってこなければ、逃走とみなされて刑務所に逆戻りという形になります。

長沼 以上、第一のチャプター1：えん罪事件発生から服役、出所までお伝えさせていただきました。休憩を挟みさせていただきますまして、チャプター2真犯人発見、再審無罪、またパネルディスカッションさせていただきますと思います。では一旦司会の山崎弁護士にマイクを返したいと思います。

司会 これより10分間の休憩とさせていただきます。休憩後には引き続きパネルディスカッション、そして会場の皆様からいただく質問に対する質疑応答を行います。会場の皆様係のものに、お手元の質問用紙にご記入いただき、係の者にご提出いただければ幸いです。また、会場後方左側、皆様から振り返って、後方左側にはですね、質問回収ボックスも設置しておりますので、そちらのボックスへのご提出でも結構でございます。何卒ご協力宜しくお願いいたします。それではこれより10分間、3時10分まで休憩とさせていただきます。

司会 これよりパネルディスカッション後半の部を開始させていただきます。コーディネイターの長沼弁護士、よろしくお願いたします。

んの親族に謝罪が行われています。柳原さんに質問させていただきますと思います。この記者会見は柳原さんいつお知りになられたのでしょうか。

柳原 私は、テレビの字幕放送で知りました。

長沼 その後、富山地検は柳原さんの呼び出しをしております。「2007年1月24日当時の取調べ捜査官と担当検事を恨んでいません」という供述調書が作成されています。元検察官の徳永弁護士にお話を伺いたいと思います。こういった調書って信用性あるんでしょうか。

徳永 自分はこういう調書を作成しませんので、そもそも担当検事を恨んでないわけじゃないと思うんですよ。恨んでないわけじゃないのに恨んでいまして書かせるっていうのは、これ要するに謝罪する意思がないことの証拠なんじゃないかという気がいたします。前の日1月20日に刑事部長がお詫びをしているんですよ。お詫びをしているにも関わらずこういうことしてること、ちょっと信じられない感じがいたします。

長沼 奥村弁護士にも同じ質問をさせていただきたいと思います。

奥村 実はこれ3通ありましてですね。一通はこれですね、他のはもっとひどい、「刑事さんは良い人でした。何で自白したんですか。優しく諭されたからだ」っていうんです。優しく諭されたからってということ自体がおかしい。こういうのを作ったってということ自体がですね、その後が始まる国賠事件、裁判における大抵抗がここにも現れているというふうに思いますね。

長沼 その後、再審手続きが開始されます。2007年の2月9日には、富山地方検察庁高岡支部が再審請求の申し立てを行います。この検察官からの再審請求ということについて徳永弁護士コメントいただけますでしょうか。

徳永 これに書いてありますように、異例です。でも、これ当然しなくちゃいけない再審請求だと思います。本来であれば公判中に無罪や求刑放棄だと思います。

長沼 再審請求審は4月12日、2ヶ月で再審開始決定がされます。再審無罪判決はこの年の10月10日に言い渡しされています。

判決のポイントを整理させていただきます。裁判所は真犯人Oさんの自白は信用できるという判断を行いました。1点目が犯行状況について具体的記憶に合致している。2点目が犯行現場に案内出来ている。そして3点目が津幡の5月事件の精液のDNAが真犯人Oさんと一致した、事件の現場の足跡と氷見事件の現場の



国賠訴訟弁護団長 奥村 回

足跡が同種の足跡だったという点、この点から信用性があるという判断し、柳原さんのアリバイ、3月13日午後2時40分頃自宅で電話しているという認定もされました。柳原さんが本件各犯行の犯人でないことが明らかであって、本件公訴事実1,2について犯罪の証明が無いことになるから、刑事訴訟法336条より無罪の言い渡しをする。奥村弁護士、この再審無罪判決についてコメントいただけますでしょうか。

奥村 当たり前といえば当たり前なんですが、ただはっきりいえるのは再審というのはですね、単に無罪判決が出されたというだけで終わってるところが一番の問題だと思いますね。真相究明をどうするかとか、そういうことも含めてですね、再審というものを考えなきゃならないだろうなという風に思っています。

長沼 徳永弁護士も、元検察官の立場からコメントお願いいたします。

徳永 奥村弁護士と同意見です。無罪は当然です。

4、チャプター3

長沼 チャプター3、国家賠償請求訴訟に移りたいと思います。日弁連では2007年1月19日の富山県警の謝罪会見を受けて、6月6日に「えん罪を生み出す取調の実体、ある日突然逮捕されて」と題したシンポジウムを実施し、柳原さんに登壇していただいています。「富山水見えん罪事件を考える市民の集い」も行われました。2008年9月2日、支える会結成集会在富山で行われています。こちらの写真がそのときの模様の写真であります。弁護団が結成になりました。2009年5月、奥村弁護士弁護団結成の経緯をお話いただけ

ますでしょうか。

奥村 元々はですね、これは富山で起こった事件なので、富山の弁護士さんにやってもらえばいいという話だったんですが、富山ではなり手がなくて、私は日弁連でこの事件を調査、調査団の一員だったってということもありまして、事件の国賠を担当することになりました。弁護団としてはですね、やっぱり先ほど言いましたように検察官が、再審無罪を請求するという事件、これはもう国家がその段階で、ミス認めている事件なので、やはりこういうミスがなぜ起こったかを解明

する為に非常に重要な事件っていう風に考える。これは全国の弁護士を、全部集めてですね、やるべきであろうと考えて、声をかけたら、ぱっと、たくさん集まったんです。だけどあまりにも多いので、全国全ての都道府県から約2名ずつぐらい、それプラス実働部隊、東京が何名か多いですが、そういう形で、絞った形でやりました。とにかく全国全ての都道府県から。我々は日本中で事件の真相解明、そして、こういう再審、えん罪事件が二度と起こらないように原因究明のために頑張ろうという意気込みを持ってこの弁護団を作った。こういう状況です。

長沼 2009年5月8日、富山地検へ、全記録の任意提出を弁護団は行っています。そして、2009年5月14日富山地裁へ国家賠償請求が提起されました。8月19日の第一回口答弁論後の記者会見がこちらの写真です。中央にいらっしゃるのが柳原さん、そして、奥村弁護士です。請求の内容を整理します。国、富山県、担当警察官、担当検察官に対し、それぞれ、1億440万3952円と任意同行の日からの遅延損害金の支払いを求める。という内容です。裁判の目的につきまして、奥村弁護士コメントいただけますでしょうか。

奥村 我々はこういうえん罪事件を防ぐというためにどうしたらいいか、で、これを大きな手がかりにして、頑張りたいというのが一番の目的でした。もちろん柳原さんの救済っていうのも同時にありますけれども、やはりこの事件について、柳原さんにも、説明しました。で、一緒に頑張ろうっていう話をしてこの裁判を起こした。そういう形になります。

長沼 裁判は、県及び国、そして警察官、検察官の責任も追及したというのが一つのポイントです。警察官の取調べの違法性という点につきましては、裁判では3つの点が争点になりました。1点目が自白の強要の違法性、2点目が不当な誘導により虚偽の調書を作成したことについての違法性。そして3点目が違法な身体拘束と防御権侵害の違法性という点です。検察官の違法性の争点としましては、1点目が誘導による虚偽の証拠の作出という点、2点目が、公訴提起の違法、公訴維持の違法という点、3点目が消極証拠の無視という点です。2010年9月9日には、証拠開示がされ、スライドで黒塗りの写真の状況が写っています。1000頁真っ黒。奥村弁護士こちらの証拠開示についてコメントいただけますでしょうか。

奥村 裁判起こす前に、全記録を出せと要求しました。当然国側は、全ての記録・捜査記録を全部検討した上で起訴をしたんだと、こういう言い方をしてるから、じゃあそれを全部出して下さいよという格好で求めました。任意には出してこなかったの、裁判所を通じて、送付嘱託で、出して下さいとやりました。柳

原さんの事件、それから真犯人の事件、みんな出せという格好で、要求をしたら、裁判所もそれを認めたんですね。認めて国側に出して下さい。そうやって、国側が出して来たのが、1000頁以上が真っ黒に塗ってある記録でした。当時の写真を見ると、量少ないですけど私の髪の毛よりちょっと黒い。僕はこの1000頁の真っ黒に塗られたやつを見てですね、国側の抵抗のすさまじさをもものすごく感じましたね。我々としては非常に何クソってなる一つのきっかけでもありますけれども、ただそういう風に送付嘱託として、裁判所も出すようにもっていくことが出来たんです。これはすごく大きいですね。

後でも言いますが、先ほど休憩時間中にこの本（「えん罪氷見事件を深読みする」現代人文社）をご紹介いただいたと思いますが、氷見事件の裁判、国賠訴訟というのは、全国の弁護士をあげてやったというのが一つと、同時にですね、支える会、今日も何人も来ておられますけれども、支える会の方々が、市民の立場でどう考えるかということで、色んな情報公開の戦い、市民が行政情報をいかに知る権利で獲得するかというその両方の戦いが合わさって出来たものです。そのあたり極めて詳しく載っておりますので、是非参考にお読みいただければありがたいと思います。

長沼 国賠訴訟では、虚偽の供述調書の作成経緯についての証人尋問が行われました。2014年2月17日取調警察官の尋問が行われます。「柳原さんは、下を向いてこちら話を聞いていないようなので、机の端をこんこんと叩いて話を聞いてもらった。複数の中から答えを選んでもらう択一式の質問して供述調書を作成した。被害者宅の見取り図は色々話ながら私が図面を書き上げ、それを見本にして、柳原さんが鉛筆で下書きし、ボールペンでなぞって作られた。」と証言がありました。元検察官として徳永弁護士いかがでしょうか。

徳永 柳原さんは、「はい」とか「うん」しか言っていないんですね、それでこういう風に出来ちゃうっていうのはですね、そうすると作文能力が優秀な刑事が作る文章、信用されてしまうという非常に大きな問題があります。後で出ます取調の可視化の問題に繋がる問題という気がいたします。調書を過剰に信用してはいけないという点です。

長沼 奥村弁護士同じく質問させていただいて宜しいでしょうか。

奥村 この下書きの部分、なぞったっていうのは柳原さんから聞いたんです。で、そういうこともあるなあと思ってましたけれども、後でこの現物をですね、調べました。なんと現物にちゃんと下書きが残ってました。これ自体ちょっとびっくりする。普通は消します

よね。それなのにまともに消してないんですよ。それほどこの事件の捜査官は、何とも思わずにそういうことをやっちゃってる。もう一通、別の1月事件と3月事件ありましたけれど、別の方の見取り図は柳原さんの後ろから、柳原さんの手を持って書いた。これ、警察官の尋問で、警察官も、その通りなんだけど、中々うまく書けないので手を添えましたと認めました。

もうあきれるような状況で、こんなものが先ほど可視化に移ったらどうなるか、弁護士が横に立ってたらそんなことやらせる訳がない。私じゃなくてもそんなことやらせるわけありません。ま、そう思います。

長沼 消極証拠を検討しないという点についても検察官の証人尋問が行われました。2014年4月21日です。通話記録は見たが、精査しなかった。コンバースの処分について、変遷の理由確認しなかった。コンバースの処分っていうのは、崖で捨てた、引出に入れといた、庭で燃やしたと変わっていった点ですね。この検察官の証言について、検察のチェックという観点から徳永弁護士いかがでしょう。

徳永 通話記録を見たら精査しなかったって言うのが、これ本人が認めてたからってということだと思うんですけど、一番のアリバイになるところ、ここが重大なミスだと思います。それからコンバースについても物が存在しないということで、これも見逃してはいけない点だと思います。

長沼 奥村弁護士いかがでしょうか。

奥村 徳永さん仰る通りですが、ここでまた、さきほども紹介した本部長捜査指揮簿、よくテレビで捜査会議やってますよね。あれの記録なんです。簡単に言うと。そこにはアリバイって項目がありまして、柳原さんはアリバイがないって書いてあります。先ほど徳永さんもアリバイがあるかどうかっていうのは重大関心事だと仰ってました。一般論でもそうですし、現実にもこの事件でも、アリバイは無しってということで、報告されてるんですが、捜査官、先ほどの通話記録ですね、4月2日に入手してます。4月2日っていうと、柳原さんの自白取る前ですね。アリバイの相手は、柳原さんのお兄さんの奥さん、義理のお姉さん。このお姉さんに色々話を聞いたんですが、そのアリバイについて、警察から一切聞かれていない、何の裏付け捜査も来ていないという話をしていました。もう完全に無視してる状態だったということですね。

長沼 さらにですね、凶器についても、被害者がチェーンだって言ったことについて、柳原さんは凶器はチェーンと供述一旦してるんですけども、柳原さんの家からチェーンが発見される訳がありません。そうすると、こぶ付きのビニール紐と勘違いしたんだらうと柳原さんの供述を変遷させ、検察官の目の前で、そ

の調書が作成されています。

一方で積極証拠は重視されているということが尋問で明らかになりました。担当の検察官の尋問で、1月事件の被害者は面通しで、柳原さん犯人で間違いないと答えた。足跡が1月事件と3月事件で一致した。1月事件の被害者供述が3月事件の補強になると考えた。この様な証言をしております。この靴の未発見という点について、徳永弁護士いかがでしょう。

徳永 まず靴が未発見ということ自体が問題です。それから足跡が一致するのは当然で、いずれにしても靴の大きさが全然違うのを考えていないのも問題です。それから面通しについても一回だけの偶然の機会の記憶が曖昧で取られてるのも問題だと思います。

長沼 奥村弁護士にも質問させていただきたいと思えます。当時の検察官の尋問の時の状況っていかがだったんでしょう。

奥村 国賠事件での検察官は、そのような証拠について、ただ見ませんでした、分かりませんでした、で終了しました。それで検察官が務まるのかって、嫌みな質問したんですが、すいませんっていうような感じで、終わりました。結局ですね、捜査っていうのは、有罪の方向の証拠しか見ないんですね。最近、愛媛県で、女子大生が犯人に間違えられて色々取調べられたっていう事件が報告されました。その愛媛県っていうのは昔ですね、古い弁護士の方は知ってるかもしれませんが、愛媛県警取調要領という、警察学校の教官が、警察学校で、若い警察官を教育するためのレジュメですね、そういうものが取調の時のレジュメっていうのが流出したことがありまして、そこに色んなことが書いてあります。そのうちの一つにですね、取調べは被疑者が疲れるまで頑張れと9時から夜11時までやれと、そういう話ですね。それから、被疑者が私やってませんと言ったとして、その被疑者が、無実、やってないんじゃないか、犯人ではないんじゃないかということは一切思っはならないと。もうそれがですね、当時この事件もそうですし、現在まで実情は続いていると思います。つまりこの密室での取調べっていうのはいかにそういう状態で行われている、もう氷見事件もそうですし、えん罪事件で足利事件もそうですし、志布志事件もそうですし、布川事件もそうです。そしてつい最近のものまで続いているというのは、我々はきちんと把握しておかなくてはいかんのだなあとと思います。

長沼 国家賠償請求訴訟の判決が提起から6年経ってされました。2015年3月9日です。今から4年前です。

主文、県に対して1966万円と起訴日からの遅延損害金の支払いを認める。このように警察官の違法の一部について裁判所から認定されました。ところが警察官個人、国、検察官個人への請求は認められませんでした。

した。

判決の内容を整理したいと思います。まず取調警察官の違法性という点。争点一点目の自白の強要という点、こちらは違法性が認定されませんでした。氷見事件は在宅中の少女を狙った連続強姦及び、連続強姦未遂事件という重大事犯であり、当時柳原さんに相当程度の嫌疑が認められたことに鑑みると警察官が柳原さんに対し、ある程度強い心理的圧迫を加える態様で、真相を話すよう追求したことが、合理性を明らかに欠如し、社会通念上相当と認められる方法ないし、態様及び限度を超えたものとは言えない。

2点目です。不当な誘導により虚偽の調書を作成した違法性について。この点は違法性が認定されました。消極方向の証拠を確認しない確認的取調の継続という点の指摘がされます。本件各足跡痕が対応する靴の形状及び犯行現場の客観的合致する回答を押しつけて、何も無いところから虚偽の自白を作出する方法について違法性の認定がされています。

3点目の違法な身体拘束と防衛権侵害の違法性については、違法が認定されませんでした。判決では無理矢理車両に押し込むなど柳原さんの意思を抑圧して強制的に柳原さんを氷見署に連行したことを伺わせる事実はないと。柳原さんにとって取調を受けることが不本意であったとしてもこれをもって本件警察官などに任意同行が不法な身体拘束になるわけではない。このような判断がされています。柳原さんこの判決を聞いたときの感想をですね、思い出していただいでコメントしていただけますでしょうか。

柳原 この国家賠償請求訴訟裁判の判決を聞いたときに、なぜ国は逃げたと、県に責任を押しつけて逃げたんだなと思いました。

長沼 徳永弁護士この判決についてコメントいただけますでしょうか。

徳永 1番3番いずれも理由があると思うんですけど、2番ですね、不当な誘導により虚偽の調書を作成したっていうのが一番明白だという気がします。裁判所が一番明白な部分しか認定しない傾向がありますので、やむを得ないという風な気がいたします。

長沼 弁護団長として奥村先生、ご感想を述べていただけますでしょうか。

奥村 申し訳ありません。という感じなんです。徳永さん仰ったように確かに確認的取調、簡単に言うと誘導ですね。先ほど柳原さん言ったように、「はい」と「うん」しか言うな、元々警察官は被害者の供述を調べてありますから「こうこうこうだったんだね」って言うのと「はい」と言うのと「私がそうしました」って調書ができあがる。調書、要するに捜査官の作文なんですよ。これが可視化されてたら、柳原さん何もしゃ

べってないわけです。しかもですね、単に「こうだったね」ってだけじゃなくてちゃんと質問したりもしてるんですよ。例えばちょうど女性がおられますけど、「被害者の下着の色は何でしたか」って質問してる。知らないから答えられない。そうするとですね、「被害者の下着の色は白だったね」って聞いて「はい」とこう言った。それで調書は柳原さん自身が「被害者の下着の色は白でした」っていう調書になる。それからもう一つやり方があって、分からないものは適当に答える、「白です」と答える。捜査官は、「ん、白か」こう聞かれます。柳原さんはどう思うか、これは違うんだなというのがわかりますね。また次にでたらめに他の色を言います。これが繰り返される。何回も正解が出るまで繰り返されて、ようやく捜査官が知ってる正解の色が出ると、ああそうかと、だけど調書は最初から当たりの被害者の下着は何色でしたって調書が出来上がる。実際の取調べの状況と出来てるものとは全く違う、だから我々は、そんな、さっきの流れのような調書、被害現場を指示して行くのに、ずっと間違えて行った、これも知らないってことを証明してる話なんです。最後の所だけ教えてもらった所だけが、そこを指示したってことになっちゃう。だからきちっと捜査の過程が明確に出てこないと真実が分からない。密室の中で一方的にやられることの問題性が明らかになった。そういう意味ではこの判決のこの部分は明確だったというわけです。あと損害も PTSD といって、柳原さんの特徴はですね、ずっと最初否認していたのに、あるとき自白しちゃう。その後ずっと犯人を演じてしまう。自分は犯人ではありませんと言えなくなってしまっている。つまり人間の心っていうのは一旦折れるとどうしようもなくなってしまおうという、それはいわゆる PTSD といって、ずっとその影響が残る。刑務所を2年後に出てきましたけど、社会に一応戻ったんだけど、もう柳原さんの人生っていうのはそこで大きく崩れてしまっている。精神的にも、肉体的にも、環境的もがたがたになってるっていうのが、えん罪の恐ろしいところ、一応そこも少し認めたっていうのも判決としては良い点であった。それ以外は申し分けないことに、多くの点が認定されませんでした。

長沼 続いて、取調検察官の違法性についての判断を整理したいと思います。

争点1点目、誘導による虚偽の証拠作出という点、違法性が認定されませんでした。判決では検察官としては、違法な取調がされてることを容易に認識できる場合でない限り、そうした違法な取調が無いものとして証拠評価することも許される。こういった判断がされています。

また、争点2点目、公訴提起の違法、公訴維持の違

法についても認定しませんでした。判決では検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を精査したのであれば違法とは言えない。

このような判断がなされています。公訴維持の違法もないと、検察官が公判継続中に富山県警察から8月事件についての報告を受けた証拠はないと、こういった判断を裁判所はしています。

柳原さんに伺いたいと思います。国の責任が認められなかったということですが、先ほどコメントいただきましたけれども、そのときのお気持ちをお話いただけますでしょうか。

柳原 なぜ国に責任が無いのかと、というのが今でも不思議に思ってます。

長沼 徳永弁護士に伺いたいと思います。本判決についてのコメントいただけますでしょうか。

徳永 日本の検察官の役割の問題という気がいたします。日本の検察官は捜査機関であると同時に、公訴機関です。公益の代表者という規定があります。そうしますと警察の捜査の違法性をチェックする役割という気がいたします。そういう意味では検察は責任を認めてもいいような気がします。

長沼 奥村弁護士に伺いたいと思います。今年5月に布川事件国賠請求で、国の責任が認められたこととも関連して、氷見事件国賠訴訟のコメントいただけたらと思います。

奥村 当時もそう思っていましたけど、今考えるとですね、富山県警、警察と検察はこれはまあ、最高検、検察庁だけでですけども、警察が一点の責任を認めると、先ほど取調状況で、警察官がいわゆる確認的取調、誘導をやったということとか、図面の下書きをした、全部認めたんですね。つまり警察は違法な捜査をやったってことを認めて、裁判所がそれを認定する。一方で検察の方については一切責任が無いという方向、それを徹底した一つの方針にしていた。裁判所はそれにばさっと乗っかっちゃった。それでああいう判決が出てしまった。本当残念な形です。一方でこの事件ではですね、検察官個人、警察官個人という取調官個人も被告にしました。これはやっぱり現実に柳原さんを責めた人、現実に柳原さんを暴行していた、あるいはもっと積極的に捜査の弱いところを色々補充した警察官個人としてもおかしいと、個人もきちっと処罰しないとえん罪は無くならないと、現にですね、えん罪が明確になって検察請求の再審請求事件ですけども、その取調捜査官の取調担当検事も処罰、処分を全然受けていません。もし警察検察が、公正な捜査をしていて、公正な起訴をしてると、この警察官検察官は、組織的にやっただけなので、個人的責任はありませんと、組織



の一員としてやったことだからと言い訳してるんですよ、組織の一員としてこういうことやっていたとすると、組織そのものが大問題なんですよ。だからむしろ個人の行き過ぎだったというような形ならまだ救われるにもかわからず、警察も検察も個人を処罰しない。我々の責任追及に対しても今度は、いや、組織の一員としてやっただけだからっていう格好で逃げると、こういう結果になっていて、極めて残念としか言いようがないです。

布川事件、大変弁護団、努力されて、請求が認められる良い判決がありました。あえて一言言うと布川事件の場合は、その本来の裁判の最中に弁護団側が、本人も否認をしてですね、弁護団側が証拠開示とかそういうことやってて、抵抗してるんですね、その抵抗を拒否してるってところが違法、大きな違法だっていう風に指摘された。氷見事件の場合は、大きな教訓はですね、弁護人は争うことを結果的にしていない。ちょっと長くなりますけど、この事件で担当した弁護士の方、僕も富山の隣の県だから良く知ってるんです。彼がどういう風に言ってたか、彼もミスは認めていた。柳原さんの面会をし、否認だと、やってないって聞いてるんですが、その後、新聞報道を見て、「あらやっぱりやってたんだ」って思っちゃった。つまり弁護士自身が、新聞報道で有罪だと思っちゃった。この本の中にもマスコミの犯罪報道の問題というのも指摘されてます。弁護士自身も有罪だと思っちゃったところにですね、この事件の非常に深い刑事手続き構造の問題がある。そういう意味で、我々弁護士も大変反省させられるなという風に思います。

長沼 ありがとうございます。2015年3月23日、氷見事件国家賠償請求訴訟の判決が確定いたします。国家賠償請求訴訟を終結させるにあたって、弁護団の見解がこちら示させていただいたものになります。奥村弁護士、コメントいただけますでしょうか。

奥村 控訴しませんでした。これは、弁護団、支援者、

ご本人、色々かなり相談しました。それで結果としてはですね、全員大変疲れたと、この国賠で5年間、はっきり言って全力でやってきました。結局そういう意味では負けた面もあるなあと思いますけれども、この事件だけでこのえん罪被害を突くだけでなく、やはりこれから次々、当時もう布川事件が国賠をやるって話ありましたので、この氷見事件でやった方法をですね、全部布川事件の弁護団の方で情報化して我々を一つのステップにして次のステップを頑張りたいという格好で、やるという、そういう流れの中で、控訴はしないと、柳原さんには今日頑張ってもらって当

時のこと語ってもらってますけど、氷見事件の最後本人尋問の時にですね、当時の有罪判決受けたときの状況について、警察の代理人から色々質問される中で、ものすごい辛い思いして、まさにPTSDを証明した状況だったんですが、もう体力的にも精神的にも非常に苦しかった。そういう面があって、我々としては一つの成果を成果として、確認をして、届かなかったところは、届かなかったところできちっと明確にする。それがこれなんですけれども、届かなかったところを明確にして、次の新しい戦いにつなげようと、そういう判断で結局控訴しなかった。そういう状況です。

5、チャプター 4

長沼 チャプター 4。氷見事件の意義・教訓に移りたいと思います。まず第1に先ほど奥村弁護士が言われたように確認的取調を違法である国家賠償請求訴訟では認められました。この点、徳永弁護士コメントいただけますでしょうか。

徳永 確認的取調が違法ということが明確になりました。不当な誘導により虚偽の調書を作ってはいけないということが明確になりましたので、これは非常に大きな意味があると思います。今後の捜査には十分に生かしていかなければいけない判決です。

長沼 奥村弁護士いかがでしょうか。

奥村 今、徳永さん言いましたように、今、取調べの可視化というのが行われています。その可視化の中で、さっきありましたように確認的取調があれば、それはおかしいんだってことを指摘出来るという一つの大きな手がかりになったんだらうなという風に思っています。

長沼 一方で国の違法が認められなかったという点、元検察官という立場として、徳永弁護士コメントいただけますでしょうか。

徳永 国が違法を認めても良かったという気がいたしますけれども、組織の一員であった自分として考えると、ずいぶん責任が重いという感じもしています。ただ、こういう捜査をしてはいけないということを明確にする意味では国の違法を認めた方が良かったという気がいたします。

長沼 奥村弁護士いかがでしょうか。

奥村 我々の力不足だったなど。最高検のこの事件に関する調査報告書があって、その姿勢と同じレベルまでしか最後は認めなかった。我々一つ大きな手がかりがあったにもかかわらず、それを崩せてないということで、これからですね、次の戦いに向けて、頑張るとい、考えさせられた。我々弁護士は先ほど言った可

視化とか、それからさらに可視化を後で見るとはなく、現場で弁護士が見て、確認的取調なんかさせないとそういう立ち会ってということですね、これから求めて刑事司法を変えていこうという風に考えていますので、長い戦いですがこれを一つのステップにして、頑張りたいと思います。

長沼 取調の可視化の問題はこの後ディスカッションさせていただきたいと思います。証拠開示という点、国家賠償請求訴訟を通じてですね。裁判所の文書送付嘱託という手続きを経て、黒塗りの箇所 1000 頁近くのものとはいえ、事件指揮簿という物が開示されました。こちらパワーポイントで映し出ささせていただいたものが、4月15日付、本部長指揮事件指揮簿です。事件名の欄に氷見市の強姦、強姦未遂事件という風に記載されています。津幡事件と氷見8月事件の違いを強調した指揮簿の証拠開示がされました。こちらは、家族構成のところは黒塗りになっていますけれども、被疑者の人相、どういう年齢、身長、言語、服装ですね、そういったところの津幡第一事件、第二事件そして氷見事件としての違い。凶器として、津幡事件は果物ナイフ、サバイバルナイフ、氷見事件は包丁様のもの。遺留品としては、津幡事件のところで紐という、足跡としてはコンバース、コンバース、ナイキ製エアフォースという表記の記載がされているものが発見されました。この証拠開示につきまして、弁護団長の奥村弁護士コメントいただけますでしょうか。

奥村 これは元々支える会が、見つけ出してきたものですね。先ほどちょっと言いましたけど、テレビなんかでよくやってる捜査会議がありますね、あれの記録なんですね。私もこの事件をやってこういものがあるってことはちょっと聞いたことがあったんですが、現物見たのは初めてです。ただし、この違いを強調した、一致点は全然書いてないので、かなり言い訳が書

いてあったという状況ですね、実は3月段階、1月の事件が起こった時、3月の事件が起こった時、色々捜査されていてですね、様々な捜査経過が分かったことが重要で、これからこういう風に捜査過程を明確にしなければならないような事件があるときは、この捜査指揮簿というものについて開示させる攻防、これもね、黒塗りが出てくるんですよ。その黒塗りが出てくることについて批判をし、情報公開で異議を申し立て、それで少しずつ出てきたという流れがありまして、我々としてはこの事件で、警察情報をいかに引き出すかについて、かなりの努力を、5年間裁判やったうちの、半分以上それに費やしてる位の重大なものが、ある意味では出てきたと思っています。

長沼 徳永弁護士、証拠開示についてのコメントいただけますでしょうか

徳永 このような指揮簿は通常は事件送致の書類の中には入っておりません。今回、初めて拝見しました。ですので、この証拠開示は非常に意義あると思います。

長沼 では、ディスカッションテーマを取調の可視化という点に移したいと思います。

可視化というのは何なのかということにつきまして、ご説明させていただきたいと思います。取調室は柳原さんが、お話しいただきましたように、二畳半くらいの狭い部屋で行われます。取調で、警察官による恫喝がされても、後で言った言わないになってしまい、柳原さんの国家賠償請求訴訟でも国の違法というものが認定されませんでした。厚生省の村木さんが逮捕された事件をきっかけに刑事訴訟法も大きく改正され、取調の録音録画をですね、全過程で行うということが、全体の4%という状況に今年の6月から拡大されました。ただ、残念なことに、現場確認の、車の中での可視化というものは、実現まだしておりません。柳原さんは、現場を逮捕直前案内させられ、「ここで」という風に事件現場の指さしをさせられました。柳原さんは、本の中でも車の中の可視化を求められていらっしゃいます。その点コメントいただけますでしょうか。

柳原 私が受けた、その体験談っていうか、そういう体験をしたんで、車の中も可視化をした方が私はいいと思います、今でも思っています。それは、いわゆる自分が調べたところを警察官に連れて行ってもらって、どの家だって指を指せと言われ、ところが一軒の家しか無い。警察車両の中の可視化をすればそういう警察署以外でもそういう違法なことをやってるのが明らかになると思っていますので、警察車両の中も可視化をした方が私は良いと思います。

長沼 元検察官の立場として、徳永弁護士に伺いたいと思います。取調べを録音録画するという、検察官というのは、なぜ今現在4%しか実現してない状況

なのか、コメントいただけますでしょうか。

徳永 取調べの可視化を認めると、被疑者との信頼関係を失うという議論があるんですね。そういうこと言う検事もいるんですけど意味が分からないんですね。可視化になっても信頼関係築けるというような気がします。可視化が実現しますと、ビデオを再現して、違法な取り調べがない証拠になりますので、非常に有効です。それから可視化をして良い点といいますと、被疑者の調書の内容と、被疑者の供述の内容が違う場合があります。調書は有罪にするために作りますので、本人が言った通りには書かないです。取調状況録音内容ですと本人が言ったとおりに作りますので、調書との違いも分かりますので、そういう意味でも重要な証拠になると思います。

長沼 奥村弁護士にも伺いたいと思います。日弁連の悲願でもあると思うんですけど、取調べが可視化されなければ、えん罪というものが無くならない、自白強要は無くならないと思います。前提として捜査機関が供述調書に依存した捜査をしているという点に焦点を照らしていただいて、取調べの可視化についてコメントいただきたいと思います。

奥村 可視化すればこうだという議論もあるのですが、柳原さんが、犯人でないにも関わらず自白しちゃう。なぜか中々分かりませんよね。えん罪と言われている事件では、皆さん自白してるんですよ。結果として、なぜやってもいない人がやったっていう自白をしたと、私がこうこうこうしましたみたいな書類が出来るのか、ここが根本問題なんですね。で、徳永さんが仰ったように捜査官は、聞いたものをまとめて有罪のための証拠、供述調書を作る。そして、それが極めて細かい、あるいは具体的かつ詳細なんです。日本の供述調書は、柳原さんの事件も供述調書を読んだときにですね、無罪だって分かってるんですが、供述調書を読むと犯人だと思えるような調書なんですよ。で、警察は、そういう詳しい供述調書を作ります。それを裁判所に出す。裁判所がそれを読んで、それを読むと、ああこいつは有罪なんだとなっちゃう。それでその調書を、あれは本当のことってんじゃ無いよっていくら弁護士が言っても調書が具体的に詳しく書いてあるので、調書を元に有罪にしちゃう。裁判所がそういう姿勢なので、捜査官はますますそういう調書を作る。どうやって作るか、密室の中で、なにを言ってるか分からない状況の中で、検察官側が作ると、そういう刑事手続きの捜査構造が、それを根本的に変えないと、日本の裁判で、適正な裁判になっていかない。じゃあそれを変えるためにはどうしたらいいか、その一つとして、今徳永さんが仰ったように実際に語ったことと供述調書は別なんだと。じゃあ実際に何を語ったか確認

できないとだめなんだと。で、その違い、なぜこういうことを語っていて、こういう供述調書が出来てくるかを確認することによって初めてより真実に一步近づくか、そのために我々は可視化っていうのは絶対に必要。しかも全過程、しかも現場を案内したりも全部しないとだめ。取調室の外で脅しつけて、がくっとさせて、例えばさっきの再逮捕劇ありましたよね、一旦釈放して荷物まで持たして、そこで再逮捕する。がくっと来た時に、認めろとやっちゃう。外でこうして、もう抵抗できない状態にしたまま、捜査官が取調して供述調書を作る。で、そこだけ見せるってことになると思うしもうなくなってくる。ですから全過程をきちっとやらなきゃいけないっていう風に言ってまして、まだまだそこまでいってないので、我々が全過程を全部全ての事件で録画しなさいと、そういう風なことを日弁連あげてやってる。そういうところです。

長沼 さらに、取調への弁護士立ち会いというテーマについてディスカッションしたいと思います。柳原さんに伺いたいと思います。柳原さんの取調受けた時に、弁護士の方が隣にいてくれたら自白されてましたでしょうか。

柳原 取調の時も弁護人が立ち会えるという形で、ありましたら長期の取調もおそらく無かったろうと思いますし、違法なことをされそうになると多分止めてくれるので、自白とかどこまで追い込まれなかったのではないかと思います。

長沼 元検察官の徳永弁護士に伺いたいと思います。日本の刑事司法では、被疑者の方が、取調を受ける際に、弁護人が横に立ち会いをして取調を受けるってことが行われてないのが実情です。なぜ弁護人は被疑者の方の取調に立ち会われないのでしょうか。

徳永 取調の必要性ということですね。取調というのは、目の前にいる被疑者だけでなく、その背後にある巨悪を暴いていく、で、真実を探していくという作業もあります。でするので、被疑者の供述から、被疑者の横の捜査を広げていったらいい、被疑者の上に捜査を伸ばしていったらいい、巨悪を探していくという必要性もあります。もし、弁護人が立ち会えると、黙秘しろという指示があった場合に、しゃべってくれなくなる可能性があるんで、警察は反対しているのだと思います。

長沼 奥村弁護士、コメントいただけたらと思います。

奥村 先ほど可視化が必要だと。だけどあれはあくまでも可視化されていても後で分かる形なんです。例えば、柳原さんという人はね、こんなペラペラ私みたいにしゃべる人じゃなくて、非常に寡黙な人なんです。たぶん最初はやってませんって黙ってたと思うんです。我々よくしゃべりたくない被疑者の方には黙

秘しろっていいいます。だけど黙秘すると、警察は色々黙秘を崩そうとします。色んな手法があるんですけど、その内の一つとしては、あの奥村って弁護士はね、と色々悪口を言われるんですよ。だけど私本人が横にいと、やっぱそれやりにくいですよ。つまり黙秘権っていうのがあって、黙秘権を行使してることに對して向こうがそれを崩そうとする。それはそれで一つの方法、捜査手法、捜査として追求はしてるんですけども、追求ってことと同じ警察と被疑者側っていうのは対立当事者なわけですよ。ですから当事者としての権利をきちっと主張できるような形にしていくという格好で、後での検証では不十分であって、その現場できちっとそれをチェックするというのが我々は必要ではないかなと。だから立ち会いは弁護士として、より適切だろうと、ただ、現在の勾留期間の10日も20日も立ち会うのは、とてもできません。だけどこれが上手く回転すればですね、自分の言い分をきちっと弁護人が立ち会って、自分の言い分をきちっと弁護士が立ち会ってしゃべるといこともできるようになる。やったことはやったこととしてきちっと認める、そういうやりかたもあるんだということで、結果的に取調がどんどん短くなっていくんだらうと、上手くやればですね、我々そういう風に期待している。

長沼 今奥村弁護士からも10日間、20日間という話がでましたので、身体拘束を伴う捜査のあり方というテーマで、ディスカッションしたいと思います。無罪推定という言葉会場の方皆さんも聞いたことがあると思います。疑いをかけられても、裁判所で裁判という場で裁く。それまでは無罪である推定が及ぶと。にも関わらず日本の刑事司法は、逮捕という手続きの後、10日間の勾留、さらに延長して最長20日間身体拘束され、捜査が行われています。柳原さんに伺いたいと思います。20日間の取調、身体拘束が続くということはどうですか、どのようなお気持ちで当時受け入れたかお話しいただけますでしょうか。

柳原 10日間、20日間拘束という形を取られるんですけど、まあ、自由が利かないというのが一点ですけど、10日間のきついついていうか、つらいついていう取調がずっと続くと、なんかつらいという思いがつらいというのが正直言ってありました。でも、それを無くすには、代用監獄っていうのを無くした方が、私は良いと思っています。

長沼 徳永弁護士へ。元検察官という立場から伺いたいと思います。先ほど捜査の必要という点が出てきたけれども、なぜ10日間20日間も仕事・家庭から切り離して取調室において、供述を迫るとい捜査手法が今もって行われているのでしょうか。

徳永 10日10日のうちにですね、消極証拠、積極証

抛両方捜査していく必要があります。ですので、10日10日という期間がちょうど良い期間という感じがします。20日間で、短期間に捜査を集中して、遂げて起訴して、起訴した後は釈放するという方向で行くのではないかと考えています。

長沼 この点、日本の刑事司法は2009年に始まった裁判員裁判で、大きな変革を生じています。裁判員裁判は、市民の皆さんと共に、裁判官と裁判員が、被告人が有罪無罪の判断、そして刑の量刑を決めるという手続きです。もしかしたら会場の中で裁判員になられた方がいらっしゃるかもしれません。裁判員裁判では直接主義、口頭主義という裁判で明らかになった事実が証拠となる。捜査の過程、取調の過程での供述調書というものが、そのまま法廷で朗読されるという時代ではなくなっています。この十年間の間に、取調に依存するものから、裁判、公判中心主義へ変革が行われています。その点、奥村弁護士に伺いたいと思います。供述から公判中心主義という状況の中で、果たして10日間、20日間もの身体拘束をもちいた捜査が今後必要となるのか。防犯カメラであったり、デジタル機器が非常に流通し、証拠、客観的な証拠というものが、明らかに収集しやすい状況になってる中で、弁護士として、この身体拘束を伴う捜査のあり方につき、コメントいただけたらと思います。

奥村 まず、一定の犯罪が起こった時に、捜査にどの位の日数が必要か、10日とか20日とか、場合によたらもう何ヶ月も捜査にかかる可能性があるということはある得ると。その捜査にどの程度日数が必要かっていうことと、じゃあその間その人を捕まえておく必要があるかっていうのは別に考えないといけません。今日のシンポジウムの一番最初に長沼さんが、身体拘束からの解放で、埼玉の、日本で一番進んでるところだと思えますが、説明されたと思えますけども、無用な身体拘束というのがあるというのが一つ、極めて大きく社会生活に影響があるというのが一つ、仮に悪いことをした人でも身体拘束をされることで社会復帰が遅れるという色んな弊害が生まれます。ですから身体拘束が必要かどうかというのをもっと厳密に考えなきゃならんです。その一方で先ほど言いましたように、いわゆるえん罪事件はどういう風に起こっているか。柳原さんの場合もそうです。結局身体拘束をやって、人質司法と言われている状況下で起こっている。だから捜査の必要という観点を持って来つつ、自白を獲得するための身体拘束をする、そういう弊害があるっていうことをきちんと把握する。その上で、今長沼さん仰ったように取調に頼った、被疑者の自白に頼った裁判ではなくて、客観的証拠、公判廷における供述、もう今捕まってもですね、皆さんが捕まると

き参考にしてください。携帯もパソコンもパッと持っていく。最近、特に皆様、ラインとかあれですね、会話のようにずーっと記録が残ってます。あれ自分で消しても後で復元出来るんですよ。機械の中に残ってるんですよ。だから自白以上に例えば誰かと覚せい剤の取引の色々相談をしてると、全部残っていると、変な自白調書を取るよりよっぽど簡単ですよ。そういう時代になりつつあると、そういう状況下です。で、例えば、いちばん身近な韓国、日本の刑事訴訟法によく似た法律体系の韓国では、本当身体拘束されるっていうのは希なんです。やはり中には身体拘束きちっとやって証拠隠滅、組織で証拠隠滅をすること防がなきゃならない事件もあるので、一部はされてますけど、多くは身体拘束されてません。その状況で決して、その治安が悪化したという方向にはなっていない。必要性があるか、弊害がどれだけあるか、かつえん罪がどれだけ起こるか、人質司法の中で起こるか、これを考えた場合にこの身体拘束っていうのをもういっぺん根本的に見直す必要があると、そういう風に思っています。

長沼 会場の皆様から質問用紙をお預かりいたします。時間の関係から限られていますが、いくつかご紹介させていただきたいと思います。まず柳原さんに質問という学生の方から。一番つらいと思った瞬間はありますか。ありましたらどのような瞬間だったか教えて下さいという質問です。お願いします。

柳原 取調の中で、一番つらいと思った瞬間は、まず、暴力的行為や、何もしゃべらなかつたらちょっとどつかれるとか、そういう行為があったことはちょっとつらいという経験になります。

長沼 続きまして柳原さんに50代自営業の方から質問いただいています。足利事件の菅谷さんは、自分を取り調べた刑事が謝るまで絶対に許さないという風に言われています。柳原さんはえん罪被害者として、一番何を訴えたいですか。お願いいたします。

柳原 私も同様に違法取調をした警察官、取調官は今でも許すという思いは無いですけども、そういうことをばっかり言っていると、先に進めないの、許すとか許さないとかは終わったことだからという考えは持つようにしています。

長沼 ありがとうございます。次に学生の方から質問をいただいています。私情でもない限りえん罪にしてしまうメリットなんてないのに、なぜその時の検察は、薄々犯人が違うのに、無理に柳原さんを犯人にしようとしたのでしょうか。徳永弁護士コメントお願いします。

徳永 何でだかよく分からないんですが、やってない人に対してもやったことにさせて、犯人に仕立てていくっていう、それは正義というのか、正義じゃ無いと

思うんですね。何でこのようなことになったっていうのは、ちょっと理解に苦しみます。

長沼 奥村弁護士いかがでしょう。

奥村 一言、分かりません。だけどこの事件で捜査指揮簿を精査していく過程で、一月事件から始まりましたが、この真犯人というのは、実は氷見からあんまり遠くないところに、能登の方、原発の工事現場に来ていた人なんですね。その方が、その工事現場に入った時期から1月事件が起こるまでかなり期間があります。捜査指揮簿の中で、明確には書いてないんですが、他にも事件が先行したものがあつたのではないかと。つまり氷見の付近では、連続強姦事件が続いていた。これ、警察の立場、先ほど捜査指揮簿、富山県警本部長が、一番指揮官の事件、重大事件なんです。殺人、強盗、強姦っていうのは。それで、このそういう状況をいかに防ぐか、早く犯人を挙げなきゃならないと、そういうものがですね警察内部にあつた。それで、柳原さん以外の人でもありますね、容疑者に浮かび上がっている記録があります。それで柳原さんが浮かんできて、一人暮らしで、タクシーの運転手で昼間白昼堂々とやろうと思ったら出来る。アリバイが無い、警察から言わせれば。これを犯人に仕立て上げようと思っちゃつたっていう可能性が充分あるかなと。トータル治安維持ですね。そういうものがあつたのではないかなという風に思っています。

長沼 時間の関係から最後の質問とさせていただきたいと思います。朝日新聞の報道と人権の研修では、警察発表を検証せず、新聞報道をしたとありますが、えん罪事件を防ぐ報道のあり方のご教授を下さいという風に60代男性から質問をいただいています。柳原さん、えん罪被害者の当事者としていかがでしょうか。

柳原 えーと報道のですか。

長沼 えん罪事件を防ぐための報道のあり方、ご意見いただけたらと思います。

柳原 あり方って、そういう難しいことを聞かれてもちょっと分かりようがないんですけども、一言申しますと、警察というところはこういう違法な犯罪をするところだと明確に書いていただければ、いわゆる警察のえん罪という形の被害を受ける人が一人でも二人でも減るとは思います。

長沼 お時間も迫って参りました。最後にパネリストの方々から、一言いただけたらと思います。柳原さん今日のパネルディスカッション通じて一言最後にいただけますでしょうか。

柳原 大分日にちも経ってて、記憶の方も薄れてきているんですけども、一言だけ、最後に私ごとでございまして、皆さん富山県氷見市というところは、ご存じの方はご存じだと思いますけど、おいしいお魚も

ありますし、漁業をしている県でもあります。そこで、私と私の家内二人で喫茶店を始めますので、またぜひ氷見の方へ来ていただければと思います。

長沼 ありがとうございます。ちなみにお名前は、どういうお店の名前とか。

柳原 まだ明確にお店の名前は決めてないので、これから決めようと思います。

長沼 徳永弁護士、最後に一言いただけますでしょうか。

徳永 えん罪事件は誰にでも突然起こりうるような気がします。特に痴漢事件は本当にえん罪が多い事件で、自分も含めていつ間違つた検挙がされてしまうかっていう心配もあります。弁護士会が言ってますが、当番弁護士制度が非常に有効ですので、何かありましたらすぐに弁護士会に連絡して下さい。宜しくお願いします。

長沼 奥村弁護士、最後に一言お願いいたします。

奥村 日弁連、弁護士会、埼玉弁護士会を初めとしてですね、無駄な身体拘束、人質司法から脱却しようと、適正な取調、被疑者の立場の人がきちつとした当事者として反論が出来る、かつ弁護士の援助を受けることが出来る権利、これをきちつと確立していこうということで、可視化をさらに進める。立ち会いをやっていく、身体拘束を減らすと、色んな事を我々はやっていきたいと考えています。弁護士会をあげてやっているんですけども、これ弁護士会だけでは中々まだ出来ないんです。国会も通さなきゃいかんです。是非今日来られた一般の方、弁護士の方もおられると思いますが、一般の方、皆さん方もね、ご支持をいただいて、世論で動かしていくということが絶対に必要だと思いますので、我々も頑張りますけども、また一緒にご協力いただきたいと思います。宜しくお願いします。

長沼 これにてパネルディスカッションを終了させていただきます。最後に会場の皆様パネリストの方々に盛大な拍手をお願いいたします。それではマイクを司会にお返ししたいと思います。

司会 パネリストとコーディネーターの皆様誠にありがとうございました。会場の皆様には当シンポジウムを通じてえん罪被害の深刻さ、人質司法の問題点、そして弁護人の取調立ち会いや取調可視化の重要性について実際の事案を通じて実感していただけたかと思えます。シンポジウムを終了とさせていただくにあたり、埼玉弁護士会刑事弁護の充実に関する検討特別委員会委員長の長沼正敏弁護士より一言頂戴いたします。長沼弁護士お願いいたします。

6、閉会の挨拶

長沼 埼玉弁護士会の長沼です。本日はお暑い中、コルソホールまでお越しいただきましてありがとうございました。私も刑事事件を多く扱っている弁護士として、えん罪と向き合い、なぜえん罪というものが起きるのかということ日々考え、また私の依頼者である被疑者、被告人の方々がえん罪ではないかという風に常に考えながら弁護活動をしております。被疑者被告人の方というのは、事件が起き、報道がされますと、まさにこの人が犯人という風な報道がされ、世間から白い目で見られ、家族の方は大変な状況になります。えん罪の方はどうでしょう。えん罪の方でも真犯人が捕まったという、犯人が捕まったという風に報道され、家族の方は大変苦しい思いをされます。やっていないことをやったという風に裁判所が認定するということは、えん罪になった方が刑務所に行ってしまうと、自分の人生を奪われてしまうと共に、真犯人を取り逃がすことになってしまいます。この二重の不正義があります。弁護士会はえん罪を防ぐために今後も会をあげて取り組みを行って参ります。弁護士会には当番弁護士という制度があります。もし会場の皆様、お知り合いの方、大切な方が逮捕されたりしたらすぐ弁護士をお呼びいただけたらと思います。当番弁護士制度というのは初回接見無料の制度です。我々弁護士は皆様に寄り添い、皆様の権利擁護を守っていくために戦っていきます。そして、今日お越しいただき、パネルディスカッションの状況等ですね、是非お持ち帰りいただいて、家族の方、お知り合いの方にお広めいただき、みんなでえん罪の問題を考えていただきたいと思います。警察という組織は我々の治安を守っていただけていますが、時に暴走し、被疑者を犯人扱いし、一個人が刑務所に送られるというを行いかねない組織であります。常に我々は意識をし、監視をしていく、このことを忘れず弁護士会と共に今後も宜しく願いいたします。本日はご静聴いただきありがとうございました。

司会 長沼弁護士ありがとうございました。これにてシンポジウムえん罪富山水見事件を振り返るを終了いたします。今後のシンポジウムや市民集会の運営のためアンケートにご協力いただければ幸いです。会場出口のアンケート回収ボックスにアンケート用紙の提出をお願いいたします。また休憩中にもご案内いたしましたが、現代人文社の書籍の販売スペースが会場後方右側にごございますので、ご興味のある方はご覧になって下さい。皆様、本日は暑い中最後までご参加いただき、誠にありがとうございました。



えん罪「富山氷見事件」を振り返る

パネルディスカッション

2019年8月10日

主催 埼玉弁護士会

1

パネルディスカッション概要

- チャプター 1 えん罪事件発生
～服役～出所
- チャプター 2 真犯人発見
～再審無罪
- チャプター 3 国賠訴訟
- チャプター 4 氷見事件の意義・教訓

2

チャプター 1

えん罪事件発生

～服役～出所

3

©2007年1月20日付け読賣新聞

4

えん罪「富山氷見事件」とは？

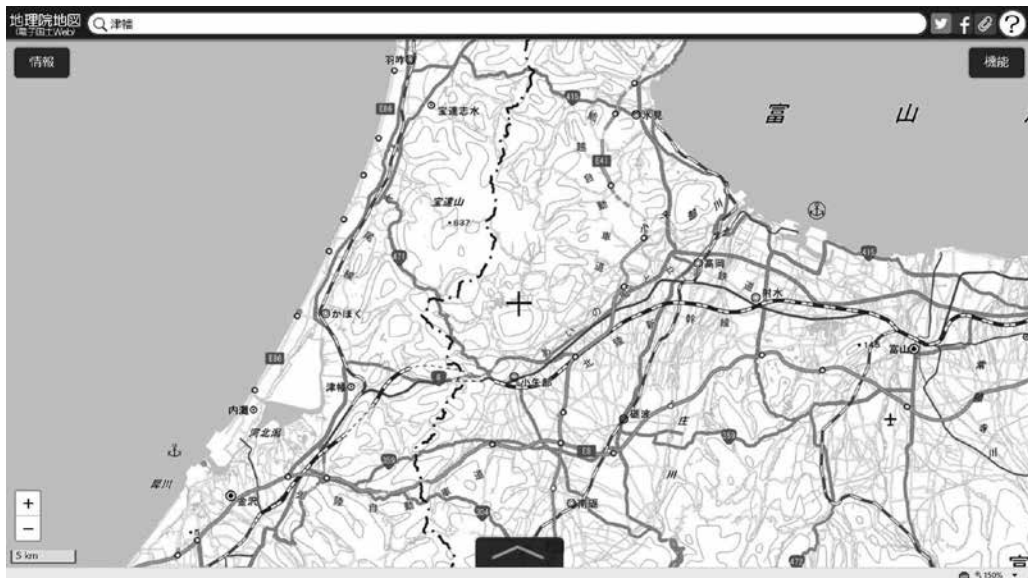
5



6



6



7

えん罪「富山氷見事件」年表

* 奥村弁護士コメント

2002年

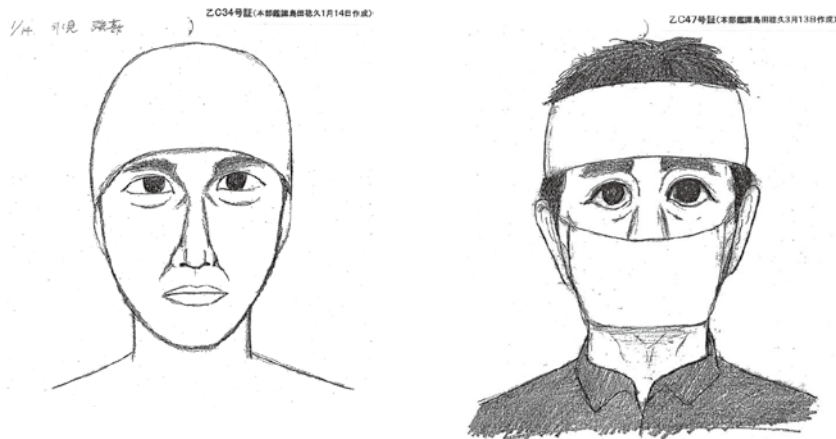
1月14日 氷見1月事件（強姦既遂）発生

3月13日 氷見3月事件（強姦未遂）発生

特徴「100数えろ、その間に出て行くから」
サバイバルナイフ、チェーンを使用

8

犯人の似顔絵



9

犯人の靴跡は、コンバース(サイズ28~28.5)

* 柳原さんの靴のサイズは、24~24.5

* 徳永弁護士コメント



10

3月事件アリバイ 通話記録

柳原さんは、

3月13日午後2時30分25秒から

~午後2時53分30秒まで

自宅から金沢の兄に電話

* 3月事件

3月13日午後2時40分頃発生

11

なぜ、柳原さんが捜査対象に？

2002年当時 柳原さんのご職業・生活状況

*柳原さんコメント

タクシー運転手
氷見市内で一人暮らし
34歳

12

2002年4月1日 写真面割

1月事件、3月事件の被害者

15枚の写真台帳の中から

柳原さんの顔写真を選ぶ

*実は、3月事件の被害者は、記憶不鮮明

13

2002年4月1日付け捜査状況報告書

柳原さんの車の中に、コンバースの靴が
置いてあったとの警察官報告 *虚偽、写真ナシ

*奥村弁護士コメント、徳永弁護士コメント

(4) 犯行の際に使用した靴（コンバース）の確認
○ 被疑者の行動確認を実施していたところ、被疑者の使用車両
富山[]号 ワーゲンボロ赤色
の中に、犯行の際に使用したコンバースと同じような形、模様がはいた靴があったのを確認している。（靴の裏等詳細は確認できず。） (相談は?)

14

2002年4月6日 顔を確認

3月事件の被害者 記憶不鮮明

警察車両の中から

氷見駅前でタクシーの客待ちをしている
柳原さんの顔を確認

15

いきなり、氷見警察署へ連行

2002年4月8日朝

*柳原さんコメント

タクシーの車庫で出発準備

富山県警の警察官5～6人に取り囲まれた

「ちょっと聞きたいことがある」

職場へ連絡一切取れず。

16

1日目（4/8）の取調べ（3月事件）

*柳原さんコメント

朝9時～夜11時、連続して取調べ

取調室の広さ（畳2畳半あるかないか）

*徳永弁護士コメント

（適正な任意捜査か）

17

1日目（4/8）の取調べ（3月事件）

警察は、容疑を説明しない

*柳原さんコメント

「あの日、何をしたのか？」

「お前がやった日のことが分からないのか？」

*徳永弁護士コメント（日時）

18

1日目（4/8）の取調べ（3月事件）

柳原さんは、助けを求められなかった

*柳原さんコメント

（1）携帯電話を取り上げられた

（2）「知り合いの弁護士がいらないなら呼ぶ必要がない」と言われた

弁護士の助言・立会がないまま、捜査

*徳永弁護士コメント（捜査の適法性）

19

2002年4月8日 単独面通し

3月事件の被害者

取調室のマジックミラー越しに

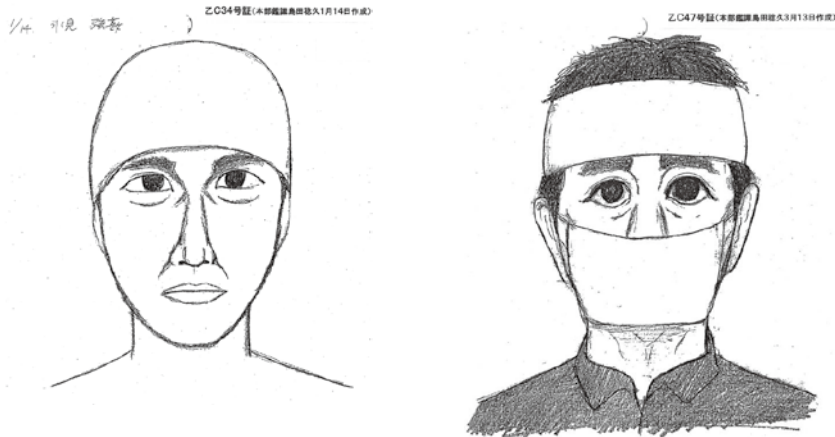
柳原さんの顔を確認

4/1、4/6、4/8の3回も確認 *奥村弁護士コメント

20

犯人の似顔絵の証拠価値

* 奥村弁護士コメント * 徳永弁護士コメント



21

2002年4月8日

靴（コンバース）の捜査

柳原さんの自宅から発見されなかった

22

2002年4月8日 凶器の捜査

柳原さんの自宅から

サバイバルナイフ、チェーン

発見されなかった

23

1 日目 (4/8) の取調べが終わってから

* 柳原さんコメント

姉が訪ねてきた
警察から聞かされた内容 (婦女暴行) を
初めて教えられた
姉に「やっていない」と伝えた

24

2 日目 (4/14) の取調べ (3 月事件)

* 柳原さんからコメント

取調べ時間 朝早くから夜遅くまで
いくら否定しても聞き入れられない
一方的にやっただろうと決めつけた問答の繰
り返し

* 実は被害者のスケジュールに合わせていた

25

2002年4月14日 単独面通し

1 月事件の被害者

取調べ室のマジックミラー越しに

柳原さんの顔を確認

* 徳永弁護士コメント (単独面通しの捜査手法)

26

2日目（4/14）の取調べが終わってから

絶望し、帰宅後、

除草剤を飲む

自殺未遂

27

3日目（4/15）の取調べで自白（3月事件）

亡き母の写真をつきつけられた

「母親にやっていないと言えるのか」

「おまえの姉さんは間違いないからどうに
でもしてくれ」と言っている

自白をした時の心境 *柳原さんコメント

*徳永弁護士コメント（写真のつきつけ捜査手法）

28

2002年4月15日 現場引きあたり

*柳原さんコメント

柳原さん 事件現場（被害者宅）を案内で
きなかった

4～5軒の家をデタラメに指すが、違う家。
（空き家もあった）

取調官の誘導で、被害者宅を指さし

車内の可視化については、後ほど意見交換

*奥村弁護士コメント（隠された証拠）

29

2002年4月15日 靴の搜索

*柳原さんコメント

「自宅近くの道路脇の崖に捨てた」と供述

崖を搜索 → 発見されず

30

ついに、逮捕

2002年4月15日

*柳原さんの口腔内細胞・毛髪を採取

31

逮捕翌日の新聞（実名報道）

©2002年4月16日付け読売新聞

32

検察官・裁判官の前で否認

2002年4月16日

検察官

「自供したことは間違いないですか」

「やっていません」

裁判官「本当にやっていないのなら、認めないようになさい」

33

警察に戻って、再び自白へ

*柳原さんコメント

突然、机を叩き

「馬鹿野郎」

右手で握りこぶしを作り、顔面に突き出す

「俺の言う通りに書け」



上申書を書かされる

「こんご、ひっくりかえすことはしません」

*徳永弁護士コメント（上申書作成の捜査手法）

34

警察に戻って、再び自白へ

「今からは、俺の言うことに、

『はい』か『うん』

しか言うな」

35

その後の取調べ

事件内容を認める供述調書を作成

* 柳原さんコメント

何も言っていない事柄を文章にされた
「サインしろ」

36

2002年4月23日 靴の所在

「蔵のタンスの引き出しか下駄箱の中か 机の引き出しの中またはビニール製衣装ケースの中」と供述

↑ * 変遷

4月15日 供述

「自宅近くの道路脇の崖に捨てた」

37

2002年5月5日 釈放直後、再逮捕
(1月事件)

* 柳原さんコメント

4/15に逮捕されて21日目

警察署敷地を出ようとした時

複数人の警察官に囲まれ、連行。再逮捕。

いつ逮捕状が発付?

* 奥村弁護士コメント

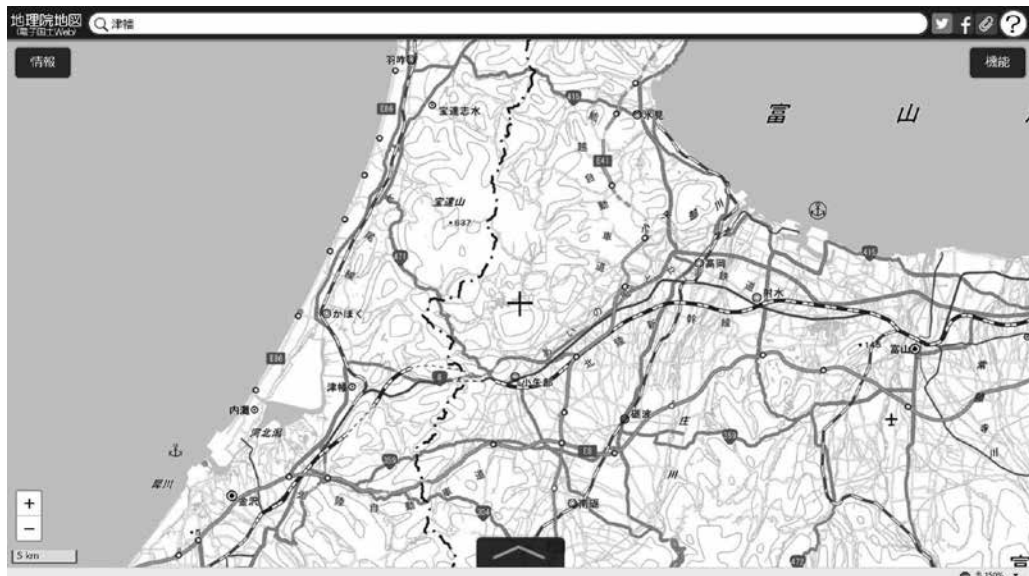
38

真犯人の暗躍①

2002年5月5日
石川県津幡 <氷見市から山を越えてすぐ>
婦女暴行事件発生

特徴 コンバースの靴跡
「100数えろ、その間に出て行く」

39



40

血液型鑑定は、闇に葬られる

被害者（1月事件）は、A型

被害者+犯人も、A型（混合資料）

*少なくともB型・AB型は犯人ではない

柳原さんは、AB型

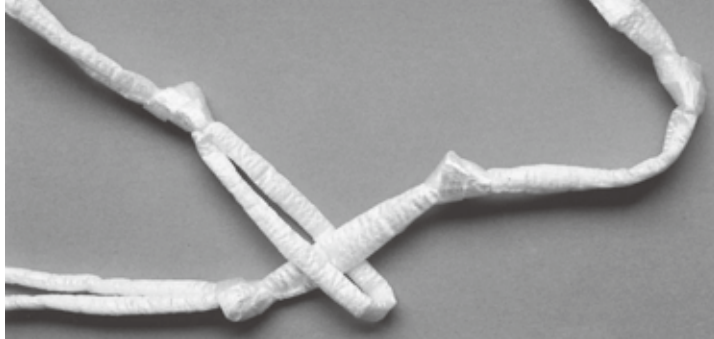
*徳永弁護士コメント（検察官は把握しているか）

41

2002年5月21日 凶器の供述

「チェーンを瘤つきビニール紐と間違えたのではないか」

* 徳永弁護士コメント（調書の信用性）



42

2002年5月23日 靴の処分の供述

「庭で燃やした」

* 徳永弁護士コメント（3回も変遷の調書の信用性）

* 奥村弁護士コメント



43

富山地裁高岡支部へ起訴

2002年5月24日 1月事件 起訴

* 徳永弁護士コメント（起訴に足りる証拠とは？）

44

真犯人の暗躍②

2002年6月1日
石川県津幡 婦女暴行事件発生

特徴 コンバースの靴跡

45

富山地裁高岡支部へ追起訴

2002年6月13日 3月事件 追起訴

* 徳永弁護士コメント（別の犯人の検討）

46

当番弁護士の活動

4/15の逮捕後に、4/17に1回接見
柳原さん「やっていない」
当番弁護士「調べてみる」

しかし、
起訴された後の7/2まで面会に来ない

* 奥村弁護士コメント

47

国選弁護人の起訴後の活動

当番弁護士とたまたま同じ弁護士
柳原さんの兄と姉に被害弁償金を要請
1月事件、3月事件の被害者へ合計250万円を
支払うという提案
「支払えば執行猶予がつくから」

*7/2の接見で柳原さん初めて知る

*柳原さんコメント

48

2002年7月10日 第1回公判

公訴事実を認める。

なぜ法廷で無罪を主張しなかったのか

*柳原さんコメント

検察官の請求証拠は全て取調べられる

49

真犯人の暗躍③

2002年8月19日

氷見市内 婦女暴行事件発生

特徴 「100いや50秒数える間に出て
行くから」

50

氷見 8 月事件の犯人の似顔絵の作成

甲115号証(氷見署鑑識西野友康8月19日作成)



51

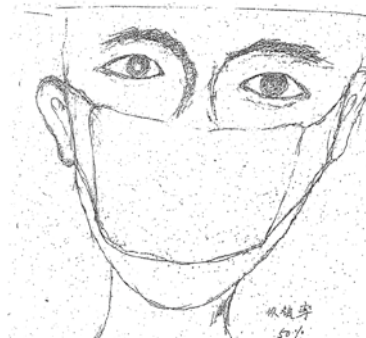
1月事件と8月事件の似顔絵の比較

* 奥村弁護士コメント

乙034号証(水原鑑識長田久1月14日作成)



甲115号証(氷見署鑑識西野友康8月19日作成)



52

2002年9月6日午前 弁護士接見

被害弁償金として

9月10日 50万円 (3月事件)

10月11日 70万円 (1月事件)

10月31日 130万円 (1月事件)

支払い予定であることを伝えられる

* 柳原さんコメント

53

2002年9月6日午後 第2回公判

柳原さん兄の情状証人尋問

54

2002年10月9日 第3回公判

被告人質問（自白を維持）

なぜ、「やっていない」と言えなかったのか

* 柳原さんコメント

「もう犯人を演じるしかできなかった」

55

2002年11月27日 判決公判

懲役3年 未決勾留日数130日参入
(実刑)

弁護士「控訴しても無駄だから刑務所に行っ
た方が良い」

56

福井刑務所へ服役

控訴せず、判決確定。

* 柳原さんコメント

「自分は本当に罪を犯した」と自分に無理に言い聞かせた

57

真犯人の暗躍④～⑩

2003年3月28日
氷見市内 婦女暴行事件発生

～

2003年12月22日
氷見市内 婦女暴行事件発生 計7件

* 奥村弁護士コメント

58

仮出所（判決確定から2年1ヶ月）

2005年1月13日

柳原さん、仮出所

更生保護施設に入所

* 柳原さんコメント

59

チャプター 2

真犯人発見～再審無罪

60

©2007年1月20日付け讀賣新聞。

61

真犯人発見

2006年8月1日

鳥取県警が強制わいせつ被疑事件で、真犯人
O氏を逮捕



2003年、氷見市で6件、その後、米子
市でも3件、事件を起こしていた

62

富山県警の謝罪

2007年1月17日
柳原さんの親族へ謝罪

2007年1月19日
記者会見

「誤認逮捕が判明した」

* 柳原さんコメント

63

富山地検に柳原さん呼び出し

2007年1月24日
供述調書作成 * 虚偽
「当時の取調捜査官と担当検事を恨んでいません」

* 徳永弁護士コメント（調書の信用性）

* 奥村弁護士コメント

（この後に及んでも責任回避）

64

再審手続きへ

2007年2月9日
富山地検高岡支部が、再審請求申し立て

* 検察官からの再審請求は、異例

* 徳永弁護士コメント

2007年4月12日
富山地裁高岡支部が、再審開始決定

65

再審無罪判決1/3

2007年10月10日

真犯人O氏の自白は信用できる。

- (1) 犯行状況について具体的記憶
- (2) 犯行現場に案内
- (3) 石川5月事件（精液DNAが真犯人O氏と一致）の現場足跡と氷見事件現場足跡が同種足跡

66

再審無罪判決2/3

柳原さんのアリバイを認定

2002年3月13日午後2時40分ころ、
柳原さんが自宅で電話

67

再審無罪判決3/3

柳原さんが、本件各犯行の犯人でないことは明らかであって、本件公訴事実1、2について犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法336条により無罪の言い渡しをする

* 奥村弁護士コメント

* 徳永弁護士コメント

68

チャプター 3

国賠訴訟

69

日弁連主催シンポジウム

2007年1月19日

富山県警の謝罪記者会見

2007年6月6日

日弁連主催のシンポジウム

「えん罪を生み出す取調べの実態～ある日突然逮捕されて～」に柳原さん、登壇

70

富山（氷見）冤罪事件を考える市民の集い

2007年10月10日 再審無罪判決

2008年 9月20日

市民の集い（支える会結成集会） @富山

71

富山（氷見）冤罪事件を考える市民の集い



72

国賠弁護団結成

2009年5月
1枚のFAXから始まった

全国147名の弁護団結成
* 奥村弁護士コメント

73

国賠訴訟へ

2009年5月8日
富山地検へ全記録の任意提出申入れ

2009年5月14日
富山地裁へ国賠訴訟を提訴

74

2009年8月19日 第1回口頭弁論



75

請求の内容

国・富山県・担当警察官・担当検察官
に対し、それぞれ1億440万3952
円と2002年4月8日（任意同行の
日）からの遅延損害金の支払いを求める

76

裁判の目的1/2

* 奥村弁護士コメント

柳原さんをえん罪に陥れた富山県警察
および富山地検高岡支部による違法な捜
査や公訴提起の全容解明、えん罪の原因
を究明し、その責任を追及する

77

裁判の目的2/2

* 奥村弁護士コメント

責任を負う富山県及び国と併せて、
違法な捜査や公訴提起を強行した中心人物である警察官及び検察官の責任を追及する

78

警察官の取調べの違法（争点）

- 1、自白の強要
- 2、不当な誘導により虚偽の調書作成
- 3、違法な身体拘束と防御権侵害

79

検察官の違法行為（争点）

- 1、誘導による虚偽の証拠の作出
- 2、公訴提起の違法、公訴維持の違法
- 3、消極証拠の無視

80

2010年9月9日 1000頁「真っ黒」開示



* 奥村弁護士コメント

81

虚偽の供述調書の作り方1/2

1、取調警察官 2014年2月17日尋問
「柳原さんは下を向いて、こちらの話を聞いていないようなので、机の端をコン、コン、コンと叩いて話を聞いてもらった」
「複数の中から答を選んでもらう択一式の質問をして、供述調書を作成した」

82

虚偽の供述調書の作り方2/2

「被害者宅の見取り図は、いろいろ話しながら、私が図面を書き上げ、それを見本にして柳原さんが鉛筆で下書き、ボールペンでなぞって作り上げた」

* 徳永弁護士コメント

* 奥村弁護士コメント（捜査手法）

83

消極証拠「検討しない」明らかに1/2

1、担当検察官 2014年4月21日尋問

「通話記録は見たが、精査しなかった」

「コンバースの処分について変遷の理由を確認しなかった」 崖→引出し→燃やした

* 徳永弁護士コメント（検察のチェック）

* 奥村弁護士コメント

84

消極証拠「検討しない」明らかに2/2

「凶器はチェーン」と被害者供述

↓

「凶器はチェーン」と柳原さん供述

↓

凶器のチェーン発見されなかった

↓

「瘤付きのビニール紐と勘違いしたんだろう」と柳原さん供述

* 検察官面前調書で作成

85

積極証拠は重視

1、担当検察官 2014年4月21日尋問

「1月事件の被害者は、面通しで柳原さんが犯人で間違いないと答えた」

「足跡が1月事件と3月事件で一致」

「1月事件の被害者供述が3月事件の補強になると考えた」

* 徳永弁護士コメント（靴の未発見）

* 奥村弁護士コメント

86

2015年3月9日 判決（提起から6年）

主文

県に対して、1966万円+2002年5月24日（起訴日）からの遅延損害金支払いを認める。

- * 警察官の違法（一部のみ）を認定
- 警察官、国、検察官への請求は認めない
- * 個人無答責 * 検察官の違法認定せず

87

判決（取調警察官の違法性）1/3

1、自白の強要 × 違法を認定せず

氷見事件は、在宅中の少女を狙った連続強姦及び強姦未遂事件という重大事犯であり、当時、柳原さんには相当程度の嫌疑が認められたことに鑑みると、警察官が、柳原さんに対し、ある程度強い心理的圧迫を加える態様で、真相を話すよう追及したことが、合理性を明らかに欠如し、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を超えたものとはいえない

88

判決（取調警察官の違法性）2/3

2、不当な誘導により虚偽の調書作成 ○ 違法を認定

消極方向の証拠確認しない

「確認的」取調の継続

～ 本件各足跡痕に対応する靴の形状及び犯行現場の客観的状況等と合致する回答を押しつけて、何も無いところから虚偽の自白を作出する手法

89

判決（取調警察官の違法性） 3/3

3、違法な身体拘束と防御権侵害

× 違法を認定せず

無理矢理警察車両に押し込むなど、柳原さんの意思を抑圧して強制的に柳原さんを氷見署に連行したことを窺わせる事実はない。

柳原さんにとって、取調べを受けることが不本意であったとしても、これをもって本件警察官らの任意同行が、違法な身体拘束になるわけではない。

90

判決（取調警察官の違法性）について

- * 柳原さんコメント
- * 徳永弁護士コメント
- * 奥村弁護士コメント

91

判決（取調検察官の違法性） 1/3

1、誘導による虚偽の証拠の作出

× 違法を認定せず

検察官としては、違法な取調べがされていることを容易に認識できる場合でない限り、そうした違法な取調べはないものとして証拠評価することも許される

92

判決（取調検察官の違法性） 2/3

2、公訴提起の違法、公訴維持の違法

× 違法を認定せず

検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案すれば、違法とはいえない。

93

判決（取調検察官の違法性） 3/3

公訴維持の違法もない。

検察官が、公判係属中に富山県警察から八月事件についての報告を受けた証拠はない

94

判決（取調検察官の違法性）について

- * 柳原さんコメント
- * 徳永弁護士コメント
- * 奥村弁護士コメント

95

2015年3月23日 判決確定

* 奥村弁護士コメント

氷見国賠事件を終結するにあたっての弁護団見解

2015年3月23日

弁護士 前田 裕司

弁護士 奥村 回

2009年5月に提訴した氷見国賠訴訟事件の一審判決が、2015年3月9日、富山地方裁判所で言い渡され、国と検察官・警察官の個人に対する請求は棄却したものの、警察官の捜査における違法を認定して、富山県に対して1966万7733円と2002年5月24日（氷見第1事件の起訴日）から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを命じた。

そして、この判決について、本日、原告の柳原さんも控訴しないことを決定した。⁹⁶

CHAPTER 4

氷見事件の意義・教訓

97

第1 「確認的取調べ」を違法

国賠訴訟では初

* 徳永弁護士コメント

* 奥村弁護士コメント

国の違法は認められなかった点

* 徳永弁護士コメント

* 奥村弁護士コメント

98

第2、証拠開示

裁判所の文書送付嘱託

黒塗り箇所 1000頁







成果「事件指揮簿」の開示

99

第2、証拠開示

甲 113 号証 4 月 15 日付け本部長指揮事件指揮簿

別記様式第2号(第4条関係)

本部長	部長	首席参事官	課長	次席	調査官	係員
						
本部長指揮事件指揮簿						
事件名	氷見市 地内の強姦・強姦未遂事件					事件取扱課署名
捜査主任官	所属 氷見警察署 階級 警部 藤井 実					氷見警察署

100

津幡事件と氷見8月事件の違いを強調

甲 116 号証一覧表 (澤田章三作成) 8 月 26 日付け本部長指揮事件指揮簿

富山県氷見署発生 of 強姦事件と石川県津幡署連続発生 of 強姦事件比較表

	津幡署第1次事件	津幡署第2次事件	氷見署事件
家族構成			
被疑者人着	年齢 40~50歳 身長 165~170センチ 細身、色黒、顔い垂れ目、低い鼻、薄く小さい口、黒色短髪 言語 津幡地区の言語 服装 紺色ジャンパー 紺色作業スポン 黒っぽいニット様丸帽子 長靴様の靴	年齢 40歳位 身長 160~165センチ 小柄、色黒、卵形の顔 言語 津幡地区の言語 服装 白っぽい長袖シャツ うす紫色の作業スポン 白色お洒落の物を巻く 履物	年齢 30~40歳 身長 160~170センチ 目は大きめ、眼鏡なし 体格普通 白マスク着用 言語 富山弁 服装 黒っぽい感じ 履物 黒色で白ひものスニーカー
凶器	果物ナイフ 8cm 黒色柄	サバイバルナイフ 9cm	包丁様
遺留品		靴ひも 黒色 130cm	
足跡	コンパース	コンパース	ナイキ製エアフォース様

101

第2、証拠開示

* 奥村弁護士コメント

* 徳永弁護士コメント

102

第3、取調べの可視化

全件・全過程の取調べの可視化が確認

2019年6月 可視化の範囲拡大も
全体の4%

現場確認の車内の可視化、実現せず

103

第3、取調べの可視化

* 柳原さんコメント（車内の可視化）

* 徳永弁護士コメント

* 奥村弁護士コメント

104

第4、取調べへの弁護人立会

なぜ、立会が認められないのか

- * 柳原さんコメント
- * 徳永弁護士コメント
- * 奥村弁護士コメント

105

第5、身体拘束を伴う捜査の在り方

なぜ、無罪推定なのに、10日間（延長して20日間）もの身体拘束下の捜査が行われるのか

- * 柳原さんコメント
- * 徳永弁護士コメント
- * 奥村弁護士コメント

106

質疑応答

107

最後に

パネリストの方々から一言

108

ご清聴ありがとうございました。

109

2020年3月 発行

埼玉弁護士会